

# 検討対象事務評価シート

④

法令に基づく事務

2 民生委員の推薦など民生委員に関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
<b>1 民生委員の推薦など民生委員に関する事務</b>											
(1) 民生委員の定数等決定及び委嘱・解職に関する推薦などの事務	○民生委員の定数及び民生委員協議会の区域の決定 ○民生委員の委嘱・解嘱に係る推薦及び具申 ○民生委員、民生委員推薦会、民生委員協議会に関する経費の支出	区						△		○住民に身近な地域福祉の担い手である民生委員に関する事務であり、指定都市及び中核市等に移譲されている事務である。実質的な事務は現在特別区が実施しており、特別区が担う方向で検討すべきである。地域の実情に応じた自主的できめ細やかな対応が期待できる。なお、法に規定される都の費用負担を特別区に移譲するには法改正が必要である。	区
		都						△		○委嘱手続については、区市町村から都に推薦を行い、都から厚生労働省に推薦を行うというように手続が重層化しており、時間がかかりすぎるといった指摘もあり、地方分権改革推進委員会の「中間的なとりまとめ」においてもこうした議論について言及されている。 ○本事務は、指定都市及び中核市が処理することとされているが、特別区が一定以上の規模になることにより本事務を担うことは可能であり、特別区が担うことにより手続の簡略化・迅速化が図れるほか、事務の効率化を図ることができる。 ○留意事項として、以下の事項に配慮する必要がある。 ・候補者の審査の公平性を確保する必要がある。 ・都内の民生委員は東京都民生児童委員連合会に所属し、区市町村の範囲を超えた活動も行っているため、事務の移管については、民生委員の意見にも配慮しながら進めていく必要がある。 よって、当該事務は、区へ移管する方向で検討するが、上記の留意事項に配慮する必要がある。 ○なお、民生委員は、児童福祉法第16条第2項により、児童委員を兼ねるものとされている。	区
(2) 民生委員の指揮監督及び指導訓練に関する事務	○民生委員法に基づき、民生委員の指揮監督及び指導訓練に関する計画の樹立・実施を行う。	区						△		○住民に身近な地域福祉の担い手である民生委員の活動に係わる事務であり、民生委員の推薦などの事務と合わせて、実質的な事務を実施している特別区が担う方向で検討すべきである。なお、法に規定される都の費用負担を特別区に移譲するには法改正が必要である。	区
		都						△		○本事務は、「民生委員の定数等の決定及び委嘱・解職に関する推薦などの事務（④ア2-1-(1)）」と密接に関連する事務であり、「④ア2-1-(1)」の事務と併せて特別区が処理することが望ましい。 よって、当該事務は、区へ移管する方向で検討する。	区

# 検討対象事務評価個票

〔都〕

④

大区分 2 中区分 1 小区分 (1)

事業名		民生委員の定数等の決定及び委嘱・解職に関する推薦などの事務		<p>&lt; 考え方 &gt;</p> <p>○委嘱手続については、区市町村から都に推薦を行い、都から厚生労働省に推薦を行うというように手続が重層化しており、時間がかかりすぎるといった指摘もあり、地方分権改革推進委員会の「中間的とりまとめ」においてもこうした議論について言及されている。</p> <p>○本事務は、指定都市及び中核市が処理することとされているが、特別区が一定以上の規模になることにより本事務を担うことは可能であり、特別区が担うことにより手続の簡略化・迅速化が図れるほか、事務の効率化を図ることができる。</p> <p>○留意事項として、以下の事項に配慮する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・候補者の審査の公平性を確保する必要がある。</li> <li>・都内の民生委員は東京都民生児童委員連合会に所属し、区市町村の範囲を超えた活動も行っているため、事務の移管については、民生委員の意見にも配慮しながら進めていく必要がある。</li> </ul> <p>よって、当該事務は、区へ移管する方向で検討するが、上記の留意事項に配慮する必要がある。</p> <p>○なお、民生委員は、児童福祉法第16条第2項により、児童委員を兼ねるものとされている。</p>
担当		福祉保健局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック		理由		
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。				
評	チェック	理由		
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
価	チェック	理由		
	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
	△	理由	民生委員は、区市町村の区域内の活動だけではなく、東京都民生児童委員連合会の組織活動等、広域的な活動も行っているため、事務の移管に際しては、都内の民生児童委員の意見も聞きながら検討を進めることが必要と思われる。	

総合評価		
都	区	保

# 検討対象事務評価個票

〔区〕

④

大区分 2 中区分 1 小区分 (1)

事業名		民生委員の定数等の決定及び委嘱・解職に関する推薦などの事務		<p>&lt; 考え方 &gt;</p> <p>○住民に身近な地域福祉の担い手である民生委員に関する事務であり、指定都市及び中核市に移譲されているほか、民生委員の推薦等に関する事務を除き事務処理特例により移譲を受けている市もある事務である。社会福祉審議会との関係について整理する必要があるが、判断基準に照らして、都が実施しなければならない特別な事情はなく、民生委員の定数及び協議会区域についての素案の策定、民生委員推薦会の設置等の実質的な事務を実施している特別区が、地域の実情に応じて一連の事務を担う方向で検討すべきである。</p> <p>○民生委員の定数等の決定及び委嘱・解職に関する推薦などの事務について、法に基づく事務移譲の指定を受けるためには、法改正が必要であるが、事務処理特例により移譲することも含めて考えれば、法令上の制約は受けられないものと考えられる。なお、民生委員の推薦については社会福祉審議会へ諮問することとされているが、特別区に同種の審議会を設置することで対応は可能と考えられる。ただし、都道府県が負担すべき民生委員、民生委員推薦会等に係る費用の法定負担については、事務処理特例による移譲は馴染まず、特別区に移譲するには法改正が必要である。</p> <p>○特別区が担うことで、地域の実情に応じた自主的できめ細やかな対応が可能となり、民生委員活動がより充実することが期待できる。</p>
担当局		福祉保健局		
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック	理由			
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。				
チェック	理由			
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。				
チェック	理由			
	△	民生委員法第26条に規定される都道府県の費用負担義務10/10については、法改正が必要となる。		
(7) その他特段の事情があるかどうか。				
チェック	理由			
		総合評価		
		都	区	保

# 検討対象事務の内容

4

大区分 2 中区分 1 小区分 (1)

事業名	民生委員の定数等の決定及び委嘱・解職に関する推薦などの事務	(都における事務処理の状況)												
担当	福祉保健局	(1)民生委員の定数及び民生委員協議会の区域の決定												
事務内容	(事務の概要) 根拠法令:民生委員法 ・民生委員の定数及び民生委員協議会の区域の決定 ・民生委員の委嘱・解職に係る推薦及び具申 ・民生委員、民生委員推薦会、民生委員協議会に関する経費の支出	3年毎の民生委員の一斉改選の前年度に各区市町村あて意見照会を行い、その結果を踏まえて定数及び民生委員協議会の区域について決定する。  ○東京都内民生委員(主任児童委員を含む)定数及び民生委員協議会設置数(平成19年12月1日現在)												
	(主な事務内容) (1)民生委員の定数及び民生委員児童委員協議会の区域の決定(民生委員法第4条、20条) 各区市町村長の意見を聞き、区市町村毎の民生委員の定数及び民生委員協議会の区域を決定する。当決定は、国通知により3年に1度の民生委員一斉改選に併せて行われるものとされている。平成19年12月1日現在の都内の民生委員協議会設置数は390ヶ所、民生委員(主任児童委員を含む)の定数は10,461人となっている。	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>定数</th> <th>協議会数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都</td> <td>10,461名</td> <td>390ヶ所</td> </tr> <tr> <td>うち区部</td> <td>7,306名</td> <td>271ヶ所</td> </tr> </tbody> </table>		定数	協議会数	東京都	10,461名	390ヶ所	うち区部	7,306名	271ヶ所			
		定数	協議会数											
	東京都	10,461名	390ヶ所											
	うち区部	7,306名	271ヶ所											
(2)民生委員の委嘱・解職に係る推薦及び具申(民生委員法第5～7条、11条) 民生委員の委嘱・解職に際し、地方社会福祉審議会の意見を聞き、厚生労働大臣あてに推薦(具申)を行う。委嘱・解職については、民生委員法の外、東京都民生委員児童委員選任要綱に基づき行っている。	(2)民生委員の委嘱・解職に係る推薦及び具申 民生委員の任期は3年間に統一されており、3年毎に一斉改選を行う。また、一斉改選の間に、欠員地区の補充推薦を年4回四半期毎に行っている。													
(3)民生委員、民生委員推薦会、民生委員協議会に関する経費の支出(民生委員法第26条) 民生委員協議会、民生委員推薦会に関する経費については、負担金交付要綱を定め、区市町村からの申請に基づき支出を行っている。 その他、ケース記録票等、民生委員活動に必要な物品についても委嘱時に支給している。	○推薦手順 													
(4)公務災害補償に関する業務 民生委員の活動中の災害(負傷、疾病、障害又は死亡)について、「東京都非常勤特別職の公務災害補償に関する条例」等により、都が認定請求等を行っている	(4)公務災害保障に関する業務 平成18年度実績 ・認定請求件数 8件 ・補償請求件数 6件													
特別区における事務処理の状況	(1)地域の实情に合わせ、定数及び民生委員協議会の区域について、都に要望を行う。 (2)民生委員の委嘱について、推薦会を設置し審査を行った後、都に推薦を行う。民生委員の解職について都に内申を行う (3)都負担金の交付申請を行う (4)区内民生委員に対し、活動費を支給 (5)民生委員協議会の事務局として活動を支援するほか、必要な指導を行う。 (6)公務災害補償について、民生委員が都に対して行う事務の仲介を行っている。													
内容	(標記事務の移管・委託等に関する状況):(有・無) 無	解職については、通常民生委員本人からの願出により、区市町村が都に内申を行い、都から厚生労働省に具申を行っている。なお、職権により解職を行う場合には、区市町村からの内申に基づき、地方社会福祉審議会の同意を経た上で厚生労働省に具申を行うこととされている。												
その他	・標記の事務は、原則として都道府県が処理することとされているが、法第29条の規定により指定都市等においては、当該市が処理するものとされている。  ・民生委員は、児童福祉法第16条第2項により、児童委員を兼ねるものとされており、また、同法第16条3項の規定により児童委員の中から、主任児童委員を指名することとしているため、当該事務については、民生委員、児童委員、主任児童委員に共通したものである。  ・都内の民生委員の身分については都の非常勤特別職公務員とされている。  ・上記のほか、多年にわたり社会福祉の増進に顕著な功労があった民生委員に対する叙勲・褒章、厚生労働大臣表彰、東京都知事表彰事務を行っている。	(3)民生委員、民生委員推薦会、民生委員協議会に関する経費の支出 民生委員協議会、民生委員推薦会については、負担金交付要綱を定めており、区市町村からの申請に基づき支出を行っている。 その他、ケース記録票等、民生委員活動に必要な物品についても委嘱時に支給している。												
		○予算規模 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度(一斉改選)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総額</td> <td>1,194,764 千円</td> <td>1,244,478 千円</td> </tr> <tr> <td>民生委員の委嘱及び解職</td> <td>12,411 千円</td> <td>48,183 千円</td> </tr> <tr> <td>民生委員の活動</td> <td>1,182,353 千円</td> <td>1,196,295 千円</td> </tr> </tbody> </table>		18年度	19年度(一斉改選)	総額	1,194,764 千円	1,244,478 千円	民生委員の委嘱及び解職	12,411 千円	48,183 千円	民生委員の活動	1,182,353 千円	1,196,295 千円
	18年度	19年度(一斉改選)												
総額	1,194,764 千円	1,244,478 千円												
民生委員の委嘱及び解職	12,411 千円	48,183 千円												
民生委員の活動	1,182,353 千円	1,196,295 千円												

# 検討対象事務評価個票

〔都〕

④

大区分 2 中区分 1 小区分 (2)

<b>事業名</b>	民生委員の指揮監督及び指導訓練に関する事務		<p>&lt; 考え方 &gt;</p> <p>○本事務は、「民生委員の定数等の決定及び委嘱・解職に関する推薦などの事務（④ア2-1-（1）」と密接に関連する事務であり、「④ア2-1-（1）」の事務と併せて特別区が処理することが望ましい。</p> <p>よって、当該事務は、区へ移管する方向で検討する。</p>					
<b>担当</b>	福祉保健局							
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。							
	チェック	理由						
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。							
	チェック	理由						
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。							
	チェック	理由						
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。							
チェック	理由							
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。								
チェック	理由							
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。								
チェック	理由							
(7) その他特段の事情があるかどうか。								
チェック	理由	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">総合評価</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; font-size: 24px;">都</td> <td style="text-align: center; font-size: 24px;">④ 区</td> <td style="text-align: center; font-size: 24px;">保</td> </tr> </table>	総合評価			都	④ 区	保
総合評価								
都	④ 区	保						
△	理由 民生委員・児童委員に対する研修を東京都民生児童委員連合会(以下「都民連」という)に業務委託しており、都民連は、民生委員・児童委員による独立した団体であることから、引き続き研修業務の委託を行う場合には、都民連と調整する必要がある。							

# 検討対象事務評価個票

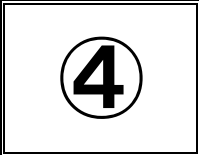
〔区〕

④

大区分 2 中区分 1 小区分 (2)

事業名		民生委員の指揮監督及び指導訓練に関する事務		<p>&lt; 考え方 &gt;</p> <p>○住民に身近な地域福祉の担い手である民生委員の活動に係わる事務であり、指定都市及び中核市に移譲されているほか、事務処理特例により移譲を受けている市もある事務である。判断基準に照らして、都が実施しなければならない特別な事情はなく、民生委員協議会の事務局として民生委員活動を支援している特別区が、地域の実情に応じて一連の事務を担う方向で検討すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員の指導訓練について、都においては、東京都民生児童委員連合会に業務委託しており、各区間の連携や東京都民生児童委員連合会との連携により、円滑な執行は可能と考えられる。</li> </ul> <p>○民生委員の指揮監督及び指導訓練に関する事務について、法に基づく事務移譲の指定を受けるためには、法改正が必要であるが、事務処理特例により移譲することも含めて考えれば、法令上の制約は受けないものと考えられる。ただし、都道府県が負担すべき民生委員の指導訓練等に係る費用の法定負担については、事務処理特例による移譲は馴染まず、特別区に移譲するには法改正が必要である。</p> <p>○特別区が担うことで、地域の実情に応じた自主的できめ細やかな対応が可能となり、民生委員活動がより充実することが期待できる。</p>					
担当局		福祉保健局							
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。								
	チェック	理由							
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。								
	チェック	理由							
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
	チェック	理由							
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
	チェック	理由							
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。								
	チェック	理由							
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。									
チェック	理由								
	△	民生委員法第26条に規定される都道府県の費用負担義務10/10については、法改正が必要となる。							
(7) その他特段の事情があるかどうか。									
チェック	理由								
			<table border="1"> <tr> <th colspan="3">総合評価</th> </tr> <tr> <td>都</td> <td>区</td> <td>保</td> </tr> </table>	総合評価			都	区	保
総合評価									
都	区	保							

# 検討対象事務の内容



大区分 2 中区分 1 小区分 (2)

<b>事業名</b>	民生委員の指揮監督及び指導訓練に関する事務																																									
<b>担当</b>	福祉保健局																																									
<b>事 務 の 内 容</b>	<p>(事務の概要)</p> <p>・民生委員法(以下「法」という。)に基づき、民生委員の指揮監督及び指導訓練に関する計画の樹立・実施を行う。</p>	<p>(都における事務処理の状況)</p> <p>&lt;平成18年度研修実績等&gt;                  ※都においては、民生委員・児童委員に対する研修を東京都民生児童委員連合会(以下「都民連」という。)に業務委託している。</p>																																								
	<p>(主な事務内容)</p> <p>1 民生委員の職務に関する指揮監督(法第7条)</p> <p>2 民生委員の指導訓練に関する計画樹立・実施(法第18条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員・児童委員会長、副会長研修</li> <li>・新任民生委員・児童委員研修(欠員補充の民生委員・児童委員対象)</li> <li>・新任主任児童委員研修(在職1年以上3年未満対象)</li> <li>・現任民生委員・児童委員研修(在職1年以上3年未満、3年以上対象)</li> <li>・現任主任児童委員研修(在職3年以上対象)</li> <li>・支庁民生委員・児童委員研修</li> <li>・支庁合同民生委員・児童委員研修</li> </ul>	<p>委託経費・・・17,231千円</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>研 修 名</th> <th>対象人数</th> <th>参加人数</th> <th>回 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会長・副会長</td> <td>380</td> <td>332</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>新任民生・児童委員</td> <td>220</td> <td>242</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>現任主任児童委員Ⅰ</td> <td>50</td> <td>35</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>現任主任児童委員Ⅱ</td> <td>861</td> <td>746</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>現任民生・児童委員Ⅰ</td> <td>800</td> <td>725</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>現任民生・児童委員Ⅱ</td> <td>3,500</td> <td>3,050</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>支庁民生・児童委員</td> <td>15</td> <td>9</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>支庁合同民生・児童委員</td> <td>100</td> <td>77</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>5,926</td> <td>5,216</td> <td>53</td> </tr> </tbody> </table> <p>Ⅰ：在職1年以上3年未満      Ⅱ：在職3年以上</p>	研 修 名	対象人数	参加人数	回 数	会長・副会長	380	332	3	新任民生・児童委員	220	242	12	現任主任児童委員Ⅰ	50	35	1	現任主任児童委員Ⅱ	861	746	7	現任民生・児童委員Ⅰ	800	725	5	現任民生・児童委員Ⅱ	3,500	3,050	23	支庁民生・児童委員	15	9	1	支庁合同民生・児童委員	100	77	1	合 計	5,926	5,216	53
	研 修 名	対象人数	参加人数	回 数																																						
会長・副会長	380	332	3																																							
新任民生・児童委員	220	242	12																																							
現任主任児童委員Ⅰ	50	35	1																																							
現任主任児童委員Ⅱ	861	746	7																																							
現任民生・児童委員Ⅰ	800	725	5																																							
現任民生・児童委員Ⅱ	3,500	3,050	23																																							
支庁民生・児童委員	15	9	1																																							
支庁合同民生・児童委員	100	77	1																																							
合 計	5,926	5,216	53																																							
<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <p>・各区における民生委員・児童委員関係の事務局としての業務を担っている。</p>	<p>○都民連とは</p> <p>全都の民生委員・児童委員からなる団体であり、都内の各地域における民生委員・児童委員の活動を支援するため、研修(自主事業を含む)、調査・広報活動等の事業を、事務局の専従職員が一貫性をもって計画的、効果的に処理している。</p> <p>特に研修業務については、東京都からの受託研修だけでなく、高齢福祉部会等5つの事項別部会を開催する自主研修や、派遣研修を実施する一方、他団体、他機関の主催する研修に協力し、民生委員・児童委員にとって有効な研修の機会を広げている。</p>																																									
<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況):(有・無)</p> <p>無</p>																																										
<p>(その他)</p> <p>・標記の事務は、原則として都道府県が処理することとされているが、法第29条の規定により指定都市等においては、当該市が処理するものとされている。</p>	<p>なお、東京都は都民連との共催事業として「東京都民生児童委員大会」及び「福祉保健局・民生児童委員連絡会」を毎年実施し、情報共有や連携を図っている。これら事業について、特別区の民生児童委員又は民児協の参加をどうするか等については、都民連及び特別区と調整を図る必要がある。</p>																																									

# 検討対象事務評価シート

4

法令に基づく事務

4 保護施設設置など生活保護に関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
<b>1 保護施設設置など生活保護に関する事務</b>											
(1) 生活保護施設の設置の認可その他の監督指導及び費用の補助などに関する事務	生活保護法に基づき、生活保護施設の設置の認可その他の監督指導及び費用の補助を行う。	区						△		○更正施設や宿泊提供施設などの保護施設の設置許可等に関する事務であり、地方自治法の大都市等に関する特例により指定都市及び中核市に移譲されている事務である。現在、特別区が実施している生活保護に関する他の事務と合わせて処理できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。地域の実情に応じたより迅速できめ細かな対応が図れることが期待できる。なお、法に規定される都の費用負担を特別区に移譲するには法改正が必要である。	区
		都	△							○当該事務は、一定水準の処遇の確保及び広域的見地からの需要に見合った施設の適正な整備や配置等の観点などから、本来、都道府県事務であるが、一定以上の規模を有する指定都市や中核市にあっては、当該市が事務を処理しており、特別区が一定以上の規模になることにより、特別区が事務を担うことは可能である。 ○生活保護の実施機関は福祉事務所を設置する特別区であり、生活保護施設の認可も生活保護の実施機関である特別区が一体的に処理することが望ましい。 よって、当該事務は、区へ移管する方向で検討する。	区
(2) 指定医療機関等の指定及び監督等に関する事務	生活保護法の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当させる機関、介護扶助を担当させる機関並びに出産扶助のための助産を担当する助産師及び医療扶助のための施術を担当するあん摩マッサージ指圧師・柔道整復師等（これらを「指定医療機関等」という。）の指定及び監督等を行う。	区								○医療扶助や介護扶助等の担当機関を指定するなどの住民生活に密着した事務であり、地方自治法の大都市等に関する特例により指定都市及び中核市に移譲されている事務である。現在、特別区が実施している届出受理などの経由事務と合わせて、一連の事務を特別区が担う方向で検討すべきである。地域の実情に応じたより迅速できめ細かな対応が図れることが期待できる。	区
		都								○当該事務は、本来、都道府県事務とされているが、一定以上の規模を有する指定都市や中核市にあっては、当該市が事務を処理しており、特別区が一定以上の規模になることにより、特別区が実施することは可能である。 ○生活保護の実施機関は区であり、指定医療機関等の指定については生活保護の実施機関である特別区が一体的に処理することが望ましい。 ○なお、診療報酬の請求の審査は、都も社会保険診療報酬支払基金に委託しており、区が委託することも可能である。 よって、当該事務は、区へ移管する方向で検討する。	区



# 検討対象事務評価個票

〔都〕

4

大区分 4 中区分 1 小区分 (1)

	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">事業名</td> <td>生活保護施設の設置の認可その他の監督指導及び費用の補助などに関する事務</td> </tr> <tr> <td>担当</td> <td>福祉保健局</td> </tr> </table>	事業名	生活保護施設の設置の認可その他の監督指導及び費用の補助などに関する事務	担当	福祉保健局	<p>&lt; 考え方 &gt;</p> <p>○当事務は、一定水準の処遇の確保及び広域的見地からの需要に見合った施設の適正な整備や配置等の観点などから、本来、都道府県事務であるが、一定以上の規模を有する指定都市や中核市にあっては、当該市が事務を処理しており、特別区が一定以上の規模になることにより、特別区が事務を担うことは可能である。</p> <p>○生活保護の実施機関は福祉事務所を設置する特別区であり、生活保護施設の認可も生活保護の実施機関である特別区が一体的に処理することが望ましい。</p> <p>よって、当事務は、区へ移管する方向で検討する。</p>		
事業名	生活保護施設の設置の認可その他の監督指導及び費用の補助などに関する事務							
担当	福祉保健局							
事業	<p>(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">チェック</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">△</td> <td>理由：生活保護施設については、広域的な観点から対象者等の把握を行い、認可申請書の受理及び設置（開設）指導を行う必要がある。</td> </tr> </table>	チェック		△	理由：生活保護施設については、広域的な観点から対象者等の把握を行い、認可申請書の受理及び設置（開設）指導を行う必要がある。			
	チェック							
	△	理由：生活保護施設については、広域的な観点から対象者等の把握を行い、認可申請書の受理及び設置（開設）指導を行う必要がある。						
	<p>(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">チェック</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>理由：</td> </tr> </table>	チェック			理由：			
	チェック							
		理由：						
	<p>(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">チェック</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>理由：</td> </tr> </table>	チェック			理由：			
チェック								
	理由：							
<p>(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">チェック</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>理由：</td> </tr> </table>	チェック			理由：				
チェック								
	理由：							
<p>(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">チェック</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>理由：</td> </tr> </table>	チェック			理由：				
チェック								
	理由：							
<p>(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">チェック</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>理由：</td> </tr> </table>	チェック			理由：				
チェック								
	理由：							
評価	<p>(7) その他特段の事情があるかどうか。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">チェック</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>理由：</td> </tr> </table>	チェック			理由：			
	チェック							
	理由：							
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">総合評価</td> </tr> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">都</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">区</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">保</td> </tr> </table>	総合評価			都	区	保
総合評価								
都	区	保						

# 検討対象事務評価個票

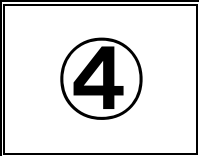
〔区〕

④

大区分 4 中区分 1 小区分 (1)

事業名		生活保護施設の設置の認可その他の監督指導及び費用の補助などに関する事務		<p>&lt; 考え方 &gt;</p> <p>○生活保護法に基づく更生施設や宿所提供施設などの保護施設の設置許可に関する事務であり、指定都市及び中核市に移譲されているほか、費用負担に関する事務を除き事務処理特例により移譲を受けている市もある事務である。なお、特別区域内の保護施設は特別区人事・厚生事務組合が共同処理する保護施設を中心に設置されている。判断基準に照らして、都が実施しなければならない特別な事情はなく、福祉事務所を設置して生活保護に関する事務の大部分を担っている特別区が、地域の実情に応じて一連の事務を担う方向で検討すべきである。</p> <p>○保護施設の設置許可や指導監督等に関する事務について、法に基づく事務移譲の指定を受けるためには、法改正が必要であるが、事務処理特例により移譲することも含めて考えれば、法令上の制約は受けられないものと考えられる。ただし、住所地がないか、明らかでない被保護者に係る費用等の都道府県の法定負担については、事務処理特例による移譲は馴染まず、特別区に移譲するには法改正が必要である。</p> <p>○特別区が担うことで、地域の実情に応じたより迅速で効率的な対応を図ることが期待できる。</p>
担当局		福祉保健局		
事業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。				
チェック	理由			
	△	生活保護法第73条に基づく都道府県の費用負担については、事務処理特例による移譲は馴染まず、法改正が必要である。		
(7) その他特段の事情があるかどうか。				
チェック	理由			
		総合評価		
		都	区	保

# 検討対象事務の内容



大区 4 中区分 1 小区分 (1)

事業名	生活保護施設の設置の認可その他の監督指導及び費用の補助などの事務
担当	福祉保健局
事務の内容	(事務の概要) 生活保護法(以下「法」という。)に基づき、生活保護施設の設置の認可その他の監督指導及び費用の補助を行う。
	(主な事務内容) ・保護施設の認可(法第41条) ・保護施設の休止又は廃止の認可(法第42条) ・保護施設の指導(法第43条) ・保護施設に対する報告の徴収及び立入検査(法第44条) ・保護施設に対する改善命令等(法第45条) ・保護施設の管理規程の届出の受理など(法第46条) ・保護施設の長が行う指導の制限又は禁止(法第48条) ・費用の支弁に関すること(法第71条) ・費用の補助に関すること(法第74条) ・保護施設の設置者に対する補助金又は負担金の返還命令(法第79条)
	※ 保護施設とは 以下の5種類をいい、①都道府県、②市町村、③地方独立行政法人、④社会福祉法人及び⑤日本赤十字社のみが設置できる(②③にあっては知事への届出が、④⑤にあっては知事の認可が必要)。
	・救護施設：身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行う。 ・更生施設：身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行う。 ・医療保護施設：医療を必要とする要保護者に対して、医療の給付を行う。
	・授産施設：身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長する。 ・宿所提供施設：住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行う。
内容	(特別区における事務処理の状況) ・標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。
	(標記事務の移管・委託等に関する状況)：(有・無) 無
	(その他) ・標記事務については、原則として都道府県が処理することとされているが、法第84条の2の規定により、指定都市等においては、当該市が処理するものとされている。

(都における事務処理の状況)

保護施設設置状況 (平成19年4月現在) ※網掛けは特別区内の施設

救護施設

No.	施設名	定員	設置主体	経営主体
1	光華寮	86	(福)多摩養育園	(福)多摩養育園
2	優仁ホーム	100	(福)アゼリヤ会	(福)アゼリヤ会
3	昭島荘	100	(福)東京都同胞援護会	(福)東京都同胞援護会
4	あかつき	195	(福)黎明会	(福)黎明会
5	くろめ園	50	(福)まりも会	(福)まりも会
6	黎明寮	100	(福)黎明会	(福)黎明会
7	光の家神愛園	80	(福)東京光の家	(福)東京光の家
8	さつき荘	50	(福)村山苑	(福)村山苑
9	村山荘	100	(福)村山苑	(福)村山苑
10	救世軍自省館	50	(福)救世軍社会事業団	(福)救世軍社会事業団

更生施設

No.	施設名	定員	設置主体	経営主体
1	けやき荘	50	特別区人事・厚生事務組合	(福)特別区人事・厚生事務組合社会福祉事業団
2	淀橋荘	60	特別区人事・厚生事務組合	(福)特別区人事・厚生事務組合社会福祉事業団
3	しのばず荘	100	特別区人事・厚生事務組合	(福)厚生会
4	さざなみ苑	176	(福)有隣協会	(福)有隣協会
5	塩崎荘	105	特別区人事・厚生事務組合	(福)特別区人事・厚生事務組合社会福祉事業団
6	浜川荘	180	特別区人事・厚生事務組合	特別区人事・厚生事務組合
7	千駄ヶ谷荘	60	特別区人事・厚生事務組合	(福)特別区人事・厚生事務組合社会福祉事業団
8	本木荘	70	特別区人事・厚生事務組合	(福)特別区人事・厚生事務組合社会福祉事業団
9	ふじみ	50	(福)新栄会	(福)新栄会
10	東が丘荘	50	特別区人事・厚生事務組合	(福)東京援護協会

宿所提供施設

No.	施設名	定員	設置主体	経営主体
1	塩崎荘	107	特別区人事・厚生事務組合	(福)特別区人事・厚生事務組合社会福祉事業団
2	千歳荘	55	特別区人事・厚生事務組合	(福)特別区人事・厚生事務組合社会福祉事業団
3	小豆沢荘	115	特別区人事・厚生事務組合	(福)特別区人事・厚生事務組合社会福祉事業団
4	ふじみ	60	(福)新栄会	(福)新栄会
5	西新井栄荘	100	特別区人事・厚生事務組合	(福)特別区人事・厚生事務組合社会福祉事業団
6	淀橋荘	74	特別区人事・厚生事務組合	(福)特別区人事・厚生事務組合社会福祉事業団

# 検討対象事務評価個票

〔都〕

④

大区分 4 中区分 1 小区分 (2)

	事業名	指定医療機関等の指定及び監督等に関する事務	<p>&lt; 考え方 &gt;</p> <p>○当該事務は、本来、都道府県事務とされているが、一定以上の規模を有する指定都市や中核市にあつては、当該市が事務を処理しており、特別区が一定以上の規模になることにより、特別区が実施することは可能である。</p> <p>○生活保護の実施機関は区であり、指定医療機関等の指定については生活保護の実施機関である特別区が一体的に処理することが望ましい。</p> <p>○なお、診療報酬の請求の審査は、都も社会保険診療報酬支払基金に委託しており、区が委託することも可能である。</p> <p>よって、当該事務は、区へ移管する方向で検討する。</p>
	担当	福祉保健局	
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由：	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
	チェック	理由：	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック	理由：	
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック	理由：		
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
チェック	理由：		
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
チェック	理由：		
(7) その他特段の事情があるかどうか。			
チェック	理由：		

総合評価		
都	④	保

# 検討対象事務評価個票

〔区〕

④

大区分 2 中区分 1 小区分 (2)

<b>事業名</b>	指定医療機関等の指定及び監督等に関する事務		<p>&lt; 考え方 &gt;</p> <p>○医療扶助や介護扶助等の担当機関を指定するなどの住民生活に密着した事務であり、指定都市及び中核市に移譲されているほか、事務処理特例により移譲を受けている市もある事務である。判断基準に照らして、都が実施しなければならない特別な事情はなく、現在、特別区が実施している届出受理などの経由事務と合わせて、一連の事務を特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関等の検査等にあたり、専門的な知識が必要であるが、現行の都のノウハウや資源を引き継ぎ、また区間の関係部署で連携を図ることで対応は可能であると考えられる。</li> </ul> <p>○指定医療機関等の指定及び監督等に関する事務について、法に基づく事務移譲の指定を受けるためには、法改正が必要であるが、事務処理特例により移譲することも含めて考えれば、法令上の制約は受けられないものと考えられる。</p> <p>○特別区が担うことで、地域の実情に応じたより迅速で効率的な対応を図ることが期待できる。</p>
<b>担当局</b>	福祉保健局		
事業	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック	理由		
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック	理由	
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由	
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
	チェック	理由	
(7) その他特段の事情があるかどうか。			
チェック	理由		

総合評価		
都	④	保

# 検討対象事務の内容

4

大区分 4 中区分 1 小区分 (2)

<b>事業名</b>	指定医療機関等の指定及び監督等に関する事務	(都における事務処理の状況)																																																																						
<b>担当</b>	福祉保健局	・指定(新規)ほか変更等届出実績(平成18年度) (注1)この他に介護機関は年間2,000件程度あり。																																																																						
<b>事務の内容</b>	(事務の概要)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="2">指定</th> <th colspan="3">届出</th> </tr> <tr> <th>新規</th> <th>変更</th> <th>廃止</th> <th>休止</th> <th>辞退</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">医療機関</td> <td>病院</td> <td>16</td> <td>7</td> <td>19</td> <td>3</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>診療所(医科)</td> <td>984</td> <td>38</td> <td>433</td> <td>4</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>診療所(歯科)</td> <td>589</td> <td>4</td> <td>184</td> <td>3</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>訪問看護</td> <td>32</td> <td>12</td> <td>7</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">施術機関</td> <td>薬局</td> <td>530</td> <td>45</td> <td>250</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>柔道整復</td> <td>298</td> <td>42</td> <td>65</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>あんま・マッサージ</td> <td>168</td> <td>27</td> <td>19</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>はりきゅう</td> <td>131</td> <td>20</td> <td>15</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計(注1)</td> <td>2,618</td> <td>195</td> <td>977</td> <td>14</td> <td>44</td> </tr> </tbody> </table>			指定		届出			新規	変更	廃止	休止	辞退	医療機関	病院	16	7	19	3	0	診療所(医科)	984	38	433	4	20	診療所(歯科)	589	4	184	3	24	訪問看護	32	12	7	1	0	施術機関	薬局	530	45	250	2	0	柔道整復	298	42	65	0	0	あんま・マッサージ	168	27	19	0	0		はりきゅう	131	20	15	1	0	計(注1)		2,618	195	977	14	44
					指定		届出																																																																	
			新規	変更	廃止	休止	辞退																																																																	
	医療機関		病院	16	7	19	3	0																																																																
			診療所(医科)	984	38	433	4	20																																																																
診療所(歯科)		589	4	184	3	24																																																																		
訪問看護		32	12	7	1	0																																																																		
施術機関	薬局	530	45	250	2	0																																																																		
	柔道整復	298	42	65	0	0																																																																		
	あんま・マッサージ	168	27	19	0	0																																																																		
	はりきゅう	131	20	15	1	0																																																																		
計(注1)		2,618	195	977	14	44																																																																		
(主な事務内容)	<p>1 指定医療機関等を指定する。(法第49条、第54条の2及び第55条)</p> <p>2 指定医療機関等に対する検査の結果、被保護者に係る不正又は不当な診療及び診療報酬請求等があった場合に、指定取消、戒告、注意の措置を行う。(第51条、第54条の2及び第55条)</p> <p>3 診療報酬等の請求を審査し、額の決定の上支払う。(第53条、第54条の2及び第55条)</p> <p>4 指定医療機関等の指定及び変更、休廃止等につき告示する。(第55条の2、第54条の2及び第55条)</p>																																																																							
(特別区における事務処理の状況)	・標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。																																																																							
(標記事務の移管・委託等に関する状況) : (有・無)	無																																																																							
(その他)																																																																								

**指定事務の流れ**

(注2)介護機関の場合は通常福祉事務所を経由しない。

**審査支払事務の流れ**

(注3)介護機関の場合は国民健康保険団体連合会

\* 東京都からの支払委託は、町村部又は島嶼を管轄する福祉事務所の被保護者に係る分を範囲とする。

# 検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

④

法令に基づく事務

5 行旅病人等に関する費用弁償に関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
<b>1 行旅病人等に関する費用弁償に関する事務</b>											
(1) 行旅病人等に関する費用弁償に関する事務	「行旅病人死亡人等ノ引取及費用弁償ニ関スル件」(勅令)に基づき、区市町村が行った行旅病人の救護に要した費用及び死亡人の埋葬等に要した費用を弁償する。	区						○		○特別区が実施している事務に対して費用負担を行う事務であり、指定都市及び中核市は自ら費用負担を行っている。事務の権能と費用負担を一致させる観点から、費用負担についても特別区が担う方向で検討すべきである。事務手続きの効率化を図ることが期待できる。なお、特別区に移譲するためには、法改正が必要である。	区
		都								○本事務は、区市町村が行った行旅病人の救援に要した費用及び死亡人の埋葬等に要した費用を弁償する事務であり、勅令により、指定都市及び中核市はその費用を負担することになっている。 ○現在も各区が行旅病人及び死亡人の状況等を調査し、該当するかを確認後、医療費等を支払っている。都は区市町村が一旦支払った費用を弁償しているものであり、都が処理する必要は特にない。 ○行旅病人の救援及び死亡人の埋葬等の事務は特別区が行っていることから、特別区が本事務も担った方が効率的であり、また、特別区が一定の規模になることにより、その費用を負担することも可能であると考えられる。 よって、当該事務は、区へ移管する方向で検討する。	区
		区									
		都									

# 検討対象事務評価個票

〔都〕

4

大区分 5 中区分 1 小区分 (1)

	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">事業名</td> <td>行旅病人及び行旅死亡人に関する費用の弁償に関する事務</td> </tr> <tr> <td>担当</td> <td>福祉保健局</td> </tr> </table>	事業名	行旅病人及び行旅死亡人に関する費用の弁償に関する事務	担当	福祉保健局	<p style="text-align: center;">＜ 考え方 ＞</p> <p>○本事務は、区市町村が行った行旅病人の救援に要した費用及び死亡人の埋葬等に要した費用を弁償する事務であり、勅令により、指定都市及び中核市はその費用を負担することになっている。</p> <p>○現在も各区が行旅病人及び死亡人の状況等を調査し、該当するかを確認後、医療費等を支払っている。都は区市町村が一旦支払った費用を弁償しているものであり、都が処理する必要は特にない。</p> <p>○行旅病人の救援及び死亡人の埋葬等の事務は特別区が行っていることから、特別区が本事務も担った方が効率的であり、また、特別区が一定の規模になることにより、その費用を負担することも可能であると考えられる。</p> <p>よって、当該事務は、区へ移管する方向で検討する。</p>		
事業名	行旅病人及び行旅死亡人に関する費用の弁償に関する事務							
担当	福祉保健局							
事 業 評 価	<p>(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">チェック</td> <td>理由 現在も各区が行旅病人及び死亡人の状況等を調査し、該当するかを確認後、医療費等を支払っている。都は区市町村が一旦支払った費用を弁償しているものであり、都が処理する必要は特にない。</td> </tr> </table>	チェック	理由 現在も各区が行旅病人及び死亡人の状況等を調査し、該当するかを確認後、医療費等を支払っている。都は区市町村が一旦支払った費用を弁償しているものであり、都が処理する必要は特にない。					
	チェック	理由 現在も各区が行旅病人及び死亡人の状況等を調査し、該当するかを確認後、医療費等を支払っている。都は区市町村が一旦支払った費用を弁償しているものであり、都が処理する必要は特にない。						
	<p>(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">チェック</td> <td>理由 行旅病人の救援及び行旅死亡人の埋葬等の事務は特別区が行っていることから、特別区が本事務も担った方が効率的である。</td> </tr> </table>	チェック	理由 行旅病人の救援及び行旅死亡人の埋葬等の事務は特別区が行っていることから、特別区が本事務も担った方が効率的である。					
	チェック	理由 行旅病人の救援及び行旅死亡人の埋葬等の事務は特別区が行っていることから、特別区が本事務も担った方が効率的である。						
	<p>(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">チェック</td> <td>理由 :</td> </tr> </table>	チェック	理由 :					
	チェック	理由 :						
	<p>(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">チェック</td> <td>理由 :</td> </tr> </table>	チェック	理由 :					
チェック	理由 :							
<p>(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">チェック</td> <td>理由 :</td> </tr> </table>	チェック	理由 :						
チェック	理由 :							
<p>(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">チェック</td> <td>理由</td> </tr> </table>	チェック	理由						
チェック	理由							
<p>(7) その他特段の事情があるかどうか。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">チェック</td> <td>理由 :</td> </tr> </table>	チェック	理由 :						
チェック	理由 :							
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="3">総合評価</th> </tr> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">都</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">区</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">保</td> </tr> </table>	総合評価			都	区	保
総合評価								
都	区	保						



# 検討対象事務評価個票

〔区〕

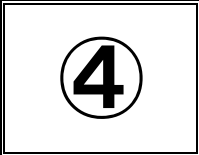
④

大区分 5 中区分 1 小区分

<b>事業名</b>	行旅病人等に関する費用弁償に関する事務		<p>&lt; 考え方 &gt;</p> <p>○行旅病人等に関する事務については、行旅病人及行旅死亡人取扱法により、救護等の実質的な事務は市町村、その費用負担を都道府県が担うと役割が規定されている。都道府県に残されている事務は費用負担のみであり、指定都市及び中核市に移譲されている。判断基準に照らして、都が実施しなければならない特別な事情はなく、事務の実施と費用負担を一致させる観点から、費用負担についても特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○費用負担という性格上、事務処理特例には馴染まず、特別区に移譲するには法改正が必要である。</p> <p>○特別区が担うことで、都区間の負担金に係る請求・支払等の事務がなくなることから、事務の軽減が図れる。</p>
<b>担当局</b>	福祉保健局		
<b>事</b>	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
	チェック	理由	
	<b>業</b>	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
チェック		理由	
(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック		理由	
<b>評</b>	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
チェック	理由		
○	費用負担という性格上、事務処理特例には馴染まず、特別区に移譲するには法改正が必要である。		
<b>価</b>	(7) その他特段の事情があるかどうか。		
	チェック	理由	

<b>総合評価</b>		
都	④ 区	保

# 検討対象事務の内容



大区分 5 中区分 1 小区分 (1)

事業名	行旅病人等に関する費用弁償に関する事務																
担当	福祉保健局																
事務の内容	<p>(事務の概要)</p> <p>・「行旅病人死亡人等ノ引取及費用弁償ニ関スル件」(勅令)に基づき、区市町村が行った行旅病人の救護に要した費用及び死亡人の埋葬等に要した費用を弁償する。</p>	<p>(都における事務処理の状況)</p> <p>・区市町村からの請求に基づき、四半期ごとに弁償する。</p> <p>・取扱実績</p>															
	<p>(主な事務内容)</p> <p>「行旅病人死亡人等ノ引取及費用弁償ニ関スル件」(勅令)に基づき、区市町村が行った行旅病人の救護に要した費用及び死亡人の埋葬等に要した費用を弁償する。</p> <p>(1) 行旅病人:行旅中に病気で歩行困難となり、入院治療を要する状態に陥りながら、療養の途を有しない者。(生活保護法の保護を受けられるものは除く。)</p> <p>(2) 行旅死亡人:行旅中に死亡し、引取者のない者。</p>	<p>行旅病人</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成17年度</td> <td>9(9)</td> <td>16,264,230 (16,264,230)</td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td>4(4)</td> <td>614,040 (614,040)</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>2(2)</td> <td>1,670,350 (1,670,350)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>15(15)</td> <td>18,548,620 (18,548,620)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1月15日現在</p> <p>カッコ内は、特別区の件数及び弁償金額</p>		件数	金額	平成17年度	9(9)	16,264,230 (16,264,230)	平成18年度	4(4)	614,040 (614,040)	平成19年度	2(2)	1,670,350 (1,670,350)		15(15)	18,548,620 (18,548,620)
		件数	金額														
	平成17年度	9(9)	16,264,230 (16,264,230)														
平成18年度	4(4)	614,040 (614,040)															
平成19年度	2(2)	1,670,350 (1,670,350)															
	15(15)	18,548,620 (18,548,620)															
<p>※行旅病人及死亡人取扱法の規定により、行旅病人の救護(第2条)及び行旅死亡人の埋葬等(第7条)は、市町村が行うこととされている。</p>	<p>行旅死亡人</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成17年度</td> <td>179(145)</td> <td>27,634,560 (21,312,661)</td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td>146(121)</td> <td>22,451,214 (18,152,407)</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>50(36)</td> <td>8,498,796 (5,858,502)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>375(302)</td> <td>58,584,570 (45,323,570)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1月15日現在</p> <p>カッコ内は、特別区の件数及び弁償金額</p>		件数	金額	平成17年度	179(145)	27,634,560 (21,312,661)	平成18年度	146(121)	22,451,214 (18,152,407)	平成19年度	50(36)	8,498,796 (5,858,502)		375(302)	58,584,570 (45,323,570)	
	件数	金額															
平成17年度	179(145)	27,634,560 (21,312,661)															
平成18年度	146(121)	22,451,214 (18,152,407)															
平成19年度	50(36)	8,498,796 (5,858,502)															
	375(302)	58,584,570 (45,323,570)															
<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <p>・標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。</p>																	
<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況):(有・無)</p> <p>無</p>																	
<p>(その他)</p> <p>・標記の事務は、行旅病人、行旅死亡人又はその同伴者の救護又は取扱いを行った地の道府県が行うこととされているが、勅令の規定により、指定都市等においては当該市が行うものとされている。</p>																	

# 検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

④

法令に基づく事務

8 資金貸付など母子家庭及び寡婦の福祉に関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
<b>1 資金貸付など母子家庭及び寡婦の福祉に関する事務</b>											
(1) 資金貸付など母子家庭及び寡婦の福祉に関する事務	○母子及び寡婦福祉法（以下「法」という。）に基づき、配偶者のない女子で現に児童を扶養している者又はその扶養している児童に対し、必要な目的に応じ、母子福祉資金を貸付けし、償還事務を行う。 ○資金の種類（12種類） 事業開始、事業継続、技能習得、修業、就職支度、医療介護、生活、住宅、転宅、結婚、修学、就学支度	区						△		○母子家庭等の生活の安定と向上を図る住民生活に密着した事務であり、地方自治法の大都市等の特例により指定都市及び中核市に移譲されている事務である。母子福祉資金の貸付については、償還事務も含め区民に直接関係する事務を現在特別区が実施しており、母子等日常生活支援事業に対する監督等については、特別区が供与する日常生活支援と密接な事務であり特別区が担う方向で検討すべきである。地域の実情に応じたより迅速できめ細やかな対応が図れることが期待できる。なお、母子福祉資金貸付に関する特別会計の設置、国庫借入等を特別区に移譲するには法改正が必要である。	区
		都					△		○当該事務は、母子福祉施策が元々都道府県事務であったことや母子福祉資金の貸付原資を確保するには一定以上の財政規模が必要なことから、本来、都道府県事務であるが、一定以上の規模を有する指定都市や中核市にあつては、当該市が事務を処理している。 ○また、母子福祉施策の子育て・生活支援策が市町村事務になっており、しかも、既に特別区は母子福祉資金貸付に係る事務のほとんどを事務処理特例条例により実施していることから特別区が行うことが望ましい。 ○さらに、特別区が一定以上の規模になれば十分な行財政能力を有することから、特別区が事務を担うことは可能である。 よって、当該事務は、区へ移管する方向で検討する。	区	
		区									
		都									

# 検討対象事務評価個票

〔都〕

4

大区分 8 中区分 1 小区分 (1)

	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">事業名</td> <td>資金貸付など母子家庭及び寡婦の福祉に関する事務</td> </tr> <tr> <td>担当</td> <td>福祉保健局</td> </tr> </table>	事業名	資金貸付など母子家庭及び寡婦の福祉に関する事務	担当	福祉保健局	<p>&lt; 考え方 &gt;</p> <p>○当該事務は、母子福祉施策が元々都道府県事務であったことや母子福祉資金の貸付原資を確保するには一定以上の財政規模が必要なことなどから、本来、都道府県事務であるが、一定以上の規模を有する指定都市や中核市にあっては、当該市が事務を処理している。</p> <p>○また、母子福祉施策の子育て・生活支援策が市町村事務になっており、しかも、既に特別区は母子福祉資金貸付に係る事務のほとんどを事務処理特例条例により実施していることから特別区が行うことが望ましい。</p> <p>○さらに、特別区が一定以上の規模になれば十分な行財政能力を有することから、特別区が事務を担うことは可能である。</p> <p>よって、当該事務は、区へ移管する方向で検討する。</p>
事業名	資金貸付など母子家庭及び寡婦の福祉に関する事務					
担当	福祉保健局					
事業	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。					
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">チェック</td> <td>理由：</td> </tr> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> </tr> </table>		チェック	理由：		
	チェック		理由：			
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。					
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">チェック</td> <td>理由：</td> </tr> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> </tr> </table>		チェック	理由：		
	チェック		理由：			
(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">チェック</td> <td>理由：</td> </tr> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> </tr> </table>	チェック	理由：				
チェック	理由：					
(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">チェック</td> <td>理由：</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">△</td> <td>母子福祉資金は償還金を次の貸付原資としていることから、ある程度のスケールメリットが必要。また、貸付原資を確保するために一定以上の財政規模が必要。</td> </tr> </table>	チェック	理由：	△	母子福祉資金は償還金を次の貸付原資としていることから、ある程度のスケールメリットが必要。また、貸付原資を確保するために一定以上の財政規模が必要。		
チェック	理由：					
△	母子福祉資金は償還金を次の貸付原資としていることから、ある程度のスケールメリットが必要。また、貸付原資を確保するために一定以上の財政規模が必要。					
業	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。					
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">チェック</td> <td>理由：</td> </tr> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> </tr> </table>		チェック	理由：		
	チェック		理由：			
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。						
評	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">チェック</td> <td>理由：</td> </tr> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> </tr> </table>	チェック	理由：			
	チェック	理由：				
(7) その他特段の事情があるかどうか。						
価	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">チェック</td> <td>理由：</td> </tr> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> </tr> </table>	チェック	理由：			
	チェック	理由：				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td colspan="3">総合評価</td> </tr> <tr> <td style="width: 33%; font-size: 24px; font-weight: bold;">都</td> <td style="width: 33%; font-size: 24px; font-weight: bold;">区</td> <td style="width: 33%; font-size: 24px; font-weight: bold;">保</td> </tr> </table>	総合評価			都	区	保
総合評価						
都	区	保				

# 検討対象事務評価個票

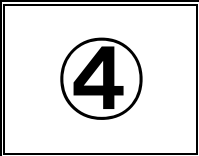
〔区〕

④

大区分 8 中区分 1 小区分

事業名		資金貸付など母子家庭及び寡婦の福祉に関する事務		<p>&lt; 考え方 &gt;</p> <p>○母子家庭等の生活の安定と向上を図る住民生活に密着した事務であり、指定都市及び中核市に移譲されているほか、国庫借入等の事務を除き事務処理特例により移譲を受けている市もある事務である。母子福祉資金の貸付については、特別会計の設置、国庫借入等の事務を除き申請受付、貸付決定、支払、収入管理、督促等の事務を特別区が事務処理特例で実施している。母子等日常生活支援事業に対する監督等については、判断基準に照らして都が実施しなければならない特別な事情はなく、特別区が供与する日常生活支援に関連して、地域の実情に応じて一連の事務を担う方向で検討すべきである。</p> <p>○資金貸付など母子家庭及び寡婦の福祉に関する事務について、法に基づく事務移譲の指定を受けるためには、法改正が必要であるが、母子福祉資金貸付に関する特別会計の設置、国庫借入等の事務を除き、事務処理特例により移譲することも含めて考えれば、法令上の制約は受けられないものと考えられる。</p> <p>○特別区が担うことで、現在実施している事務と合わせて一連の事務を行うことで、地域の実情に応じたより迅速できめ細やかな対応を図ることが期待できる。</p>
担当局		福祉保健局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
業	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
評	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
価	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
価	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
	チェック	理由		
	△	母子福祉資金貸付の特別会計の設置、貸付金の財源としての一般会計繰入及び国からの借入、都議会の議決が必要な償還免除については、事務処理特例には馴染まず、法令上の制約があると思われる。		
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
	チェック	理由		
			総合評価	
			都 区 保	

# 検討対象事務の内容



大区分 8 中区分 1 小区分 (1)

事業名	資金貸付など母子家庭及び寡婦の福祉に関する事務
担当	福祉保健局
事務	<p>(事務の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 母子及び寡婦福祉法(以下「法」という。)に基づき、配偶者のない女子で現に児童を扶養している者又はその扶養している児童に対し、必要な目的に応じ、母子福祉資金を貸付けし、償還事務を行う。</li> <li>○ 資金の種類(12種類) 事業開始、事業継続、技能習得、修業、就職支度、医療介護、生活、住宅、転宅、結婚、修学、就学支度</li> </ul>
	<p>(主な事務内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母子(寡婦)資金の貸付等(法第13条～第15条、法第32条、施行令第11条、13条、15～19条、24条)</li> <li>・母子(寡婦)日常生活支援事業に対する監督等(法第20条～第23条、第33条)</li> <li>・売店設置の協議等(第25条、第34条)・・・事務処理特例により移譲済み</li> <li>・母子家庭(寡婦)就業支援事業(第30条、第35条)</li> <li>・特別会計の設置、国による貸付等(第36条、第37条)</li> </ul> <p>① 借受希望者からの相談、申請資格の確認 ② 申請書等受理・審査 ③ 調査          ④ 審査会 ⑤ 貸付決定、通知書送付、借用書・請求書受理 ⑥ 支払          ⑦ 支払猶予 ⑧ 調定、納入通知書送付、収入管理          ⑨ 滞納者への督促・催告・調査          ⑩ 償還免除(法第15条)・・・都に留保。都議会の議決を経る必要あり。区は進達事務のみ。          ⑪ 貸付停止(施行令第13条)・・・都に留保。児童福祉審議会の意見を聴く必要あり。区は進達事務のみ。          ⑫ 国庫借入          ⑬ 区市への貸付事業費・事務費の交付          ⑭ 決算・統計</p> <p style="text-align: right;">} 事務処理特例により 区が処理</p>
内容	<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <p>上記①～⑨までは、事務処理特例条例により、区の事務として実施。⑩、⑪は都に進達し、都が決定          ⑫は都道府県事務のため、都が実施(都の特別会計に収入)          (条例第2条の表31 事務の範囲等を定める規則第2条の表13)</p> <p>(標記事務の移管・委託等に関する状況):(有・無)          無</p> <p>(その他)</p> <p>法第46条により、指定都市、中核市に事務が移管されている。</p>

(都における事務処理の状況)

事業規模 19年度予算 貸付事業費 4,501,260千円 事務費 181,740千円  
 事業実績 18年度貸付 件数7,823件 額3,793,548千円(うち区部 件数5,879件 額2,862,497千円)

事務の流れ

事業費(貸付金)の流れ

```

    graph TD
        A[国] -- 貸付 --> B[福祉保健局少子社会対策部(都)]
        B -- 借入申請 --> A
        B -- 交付申請 --> C[区]
        C -- 交付 --> B
        C -- 貸付 --> D[借受人]
        D -- 償還 --> C
        B -- 償還金納付 --> C
        C -- 残金納付 --> B
    
```

福祉保健局少子社会対策部(都)  
 貸付原資：償還金  
 不足分の補てん：都(一般会計からの繰入) 1/3、国(国庫貸付金) 2/3

○償還免除  
 母子及び寡婦福祉法第15条により、借受人等が死亡・障害等により償還ができなくなった場合の償還免除は、議会の議決を経る必要があることから、都の事務のままとしている。(但し、知事による専決処分事項)  
 借受人等からの償還免除申請⇒区による審査⇒都へ進達⇒都免除可否決定⇒区を通じ借受人等に通知⇒都議会に報告  
 区の事務とした場合は、区議会の議決を経ることとすれば、なんら問題ない。  
 ○貸付停止  
 母子及び寡婦福祉法施行令第13条に基づく貸付停止を行う場合は、児童福祉審議会の意見を聞いた上で貸付停止の可否を決定しなければならないため、都の事務のままとしている。  
 貸付停止事項判明⇒区による調査⇒都へ進達⇒都児童福祉審議会に意見を聞く⇒都貸付停止決定⇒区通知児童福祉法第8条第3項で市町村は児童福祉審議会を置くことができるため、審議会を設置すれば問題はない。

# 検討対象事務評価シート

④

法令に基づく事務

9 居宅生活支援事業届出受理など老人福祉に関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
<b>1 居宅生活支援事業届出受理など老人福祉に関する事務</b>											
(1) 居宅生活支援事業届出受理など老人福祉に関する事務	老人福祉法に基づき、老人居宅生活支援事業の開始の届出受理などの事務を行う。	区								○居宅生活支援事業の届出受理や特別養護老人ホームの設置許可など住民生活に密着した事務であり、地方自治法の大都市等に関する特例により指定都市及び中核市に移譲されている事務である。特別区が各区の老人福祉計画や介護保険事業計画等との整合性に配慮しながら主体的に判断できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。地域の実情に応じたより迅速できめ細かな対応が図れることが期待できる。 ※④-9-1(2) 老人福祉施設等の届出受理など老人福祉に関する事務の考え方を含む	区
		都								○当該事務は、一定水準の処遇の確保及び広域的見地からの需要に見合った施設の適正な整備や配置等の観点などから、本来、都道府県事務であるが、一定以上の規模を有する指定都市や中核市にあつては、当該市が事務を処理しており、特別区が一定以上の規模になることにより、特別区が事務を実施することは可能である。 ○また、当該事務は地域に密着したサービスであり、介護保険の実施機関である特別区が一体的に実施することが望ましい。 ○さらに、特別区はすでに、当該事務と項目や書類がほぼ重複した、介護保険法に基づく地域密着型サービスの指定申請の受理を行っており、類似した事務を特別区が一体的に処理することにより、事業者にとっても、利便性が向上するものと考えられる。 よって、当該事務は、区へ移管する方向で検討する。	区
(2) 老人福祉施設の届出受理など老人福祉に関する事務	老人福祉法（以下「法」という。）に基づき、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設等の設置の届出受理などの事務を行う。	区								④-9-1(1) 居宅生活支援事業届出受理など老人福祉に関する事務の評価と同じ	区
		都								○老人福祉施設については、一定水準の処遇の確保及び広域的見地からの需要に見合った施設の適正な整備や配置等の観点などから、原則として、設置の際に都道府県知事の認可を要することとしている。 ○しかし、特別区はすでに、当該事務と項目や書類がほぼ重複した、介護保険法に基づく地域密着型サービスの指定申請の受理を行っており、特別区が一定以上の規模になることにより、老人福祉施設の設置に関する事務についても、広域的見地からの処理が可能になるものと考えられる。 ○また、類似した事務を特別区が一体的に処理することにより、事業者にとっても、利便性が向上するものと考えられる。 よって、当該事務は、区へ移管する方向で検討する。	区

# 検討対象事務評価個票

4

大区分 9 中区分 1 小区分 (1)

	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">事業名</td> <td colspan="2">居宅生活支援事業届出受理など老人福祉に関する事務</td> </tr> <tr> <td>担当</td> <td colspan="2">福祉保健局</td> </tr> </table>	事業名	居宅生活支援事業届出受理など老人福祉に関する事務		担当	福祉保健局		<p>&lt; 考え方 &gt;</p> <p>○当該事務は、一定水準の処遇の確保及び広域的見地からの需要に見合った施設の適正な整備や配置等の観点などから、本来、都道府県事務であるが、一定以上の規模を有する指定都市や中核市にあっては、当該市が事務を処理しており、特別区が一定以上の規模になることにより、特別区が事務を実施することは可能である。</p> <p>○また、当該事務は地域に密着したサービスであり、介護保険の実施機関である特別区が一体的に実施することが望ましい。</p> <p>○さらに、特別区はすでに、当該事務と項目や書類がほぼ重複した、介護保険法に基づく地域密着型サービスの指定申請の受理を行っており、類似した事務を特別区が一体的に処理することにより、事業者にとっても、利便性が向上するものと考えられる。</p> <p>よって、当該事務は、区へ移管する方向で検討する。</p>
事業名	居宅生活支援事業届出受理など老人福祉に関する事務							
担当	福祉保健局							
事業	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。							
	チェック	理由：						
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。							
	チェック	理由：						
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。							
	チェック	理由：						
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。							
業	チェック	理由：						
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。							
	チェック	理由：						
評	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。							
	チェック	理由：						
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。							
	チェック	理由：						

総合評価		
都	区	保



# 検討対象事務評価個票

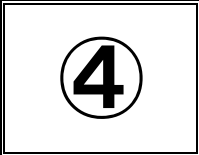
〔区〕

④

大区分 9 中区分 1 小区分 (1)

<b>事業名</b>	居宅生活支援事業届出受理など老人福祉に関する事務		<p>&lt; 考え方 &gt;</p> <p>○居宅生活支援事業の届出受理や特別養護老人ホームの設置許可など住民生活に密着した事務であり、指定都市及び中核市に移譲されているほか、事務処理特例により移譲を受けている市もある事務である。判断基準に照らして、都が実施しなければならない特別な事情はなく、特別区が各区の老人福祉計画や介護保険事業計画等との整合性に配慮しながら主体的に判断できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○法に基づく事務移譲の指定を受けるためには、法改正が必要であるが、事務処理特例により移譲することで、法令上の制約は受けられないものと考えられる。</p> <p>○特別区が担うことで、地域の実情に応じたより迅速できめ細かな対応を図ることが期待できる。</p> <p>○地域密着型サービスについては、老人福祉法の届出と介護保険法の指定申請の窓口が一本化され事業者に対して利便性が図れるが、他のサービスについては介護保険法の指定事務が東京都に残るなど更に協議すべき課題も考えられるため、今後具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。</p> <p>※④-9-1(2) 老人福祉施設等の届出受理など老人福祉に関する事務の考え方を含む</p>						
<b>担当局</b>	福祉保健局								
<b>事 業 評 価</b>	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。								
	チェック	理由							
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。								
	チェック	理由							
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
	チェック	理由							
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
チェック	理由								
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。									
チェック	理由								
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。									
チェック	理由								
(7) その他特段の事情があるかどうか。									
チェック	理由								
<b>価</b>			<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">総合評価</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; font-size: 1.5em;">都</td> <td style="text-align: center; font-size: 2em; border: 2px solid black;">④</td> <td style="text-align: center; font-size: 1.5em;">保</td> </tr> </table>	総合評価			都	④	保
総合評価									
都	④	保							

# 検討対象事務の内容



大区分 9 中区分 1 小区分 (1)

事業名	居宅生活支援事業届出受理など老人福祉に関する事務																																			
担当	福祉保健局																																			
事務の内容	<p>(事務の概要)</p> <p>老人福祉法(以下「法」という。)に基づき、老人居宅生活支援事業の開始の届出受理などの事務を行う。</p>	<p>(都における事務処理の状況)</p> <p>老人福祉法に基づく開始届の受付(平成19年4月～12月) (介護保険法に基づき都が指定したもの)</p> <table border="1"> <tr><td>訪問介護</td><td>235</td></tr> <tr><td>通所介護</td><td>140</td></tr> <tr><td>短期入所生活介護</td><td>12</td></tr> <tr><td>介護予防訪問介護</td><td>231</td></tr> <tr><td>介護予防通所介護</td><td>132</td></tr> <tr><td>介護予防短期入所生活介護</td><td>12</td></tr> <tr><td>小計</td><td>762</td></tr> <tr><td colspan="2">(介護保険法に基づき区市町村が指定したもの)</td></tr> <tr><td>夜間対応型訪問介護</td><td>6</td></tr> <tr><td>認知症対応型通所介護</td><td>35</td></tr> <tr><td>小規模多機能型居宅介護</td><td>8</td></tr> <tr><td>認知症対応型共同生活介護</td><td>45</td></tr> <tr><td>介護予防認知症対応型通所介護</td><td>33</td></tr> <tr><td>介護予防小規模多機能型居宅介護</td><td>5</td></tr> <tr><td>介護予防認知症対応型共同生活介護</td><td>44</td></tr> <tr><td>小計</td><td>176</td></tr> <tr><td>総計</td><td>938</td></tr> </table> <p>※上記件数のうち、通所介護、短期入所生活介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護については、法第14条の開始届又は法第15条の設置届のいずれかの提出があったものである。</p>	訪問介護	235	通所介護	140	短期入所生活介護	12	介護予防訪問介護	231	介護予防通所介護	132	介護予防短期入所生活介護	12	小計	762	(介護保険法に基づき区市町村が指定したもの)		夜間対応型訪問介護	6	認知症対応型通所介護	35	小規模多機能型居宅介護	8	認知症対応型共同生活介護	45	介護予防認知症対応型通所介護	33	介護予防小規模多機能型居宅介護	5	介護予防認知症対応型共同生活介護	44	小計	176	総計	938
	訪問介護		235																																	
	通所介護		140																																	
	短期入所生活介護		12																																	
介護予防訪問介護	231																																			
介護予防通所介護	132																																			
介護予防短期入所生活介護	12																																			
小計	762																																			
(介護保険法に基づき区市町村が指定したもの)																																				
夜間対応型訪問介護	6																																			
認知症対応型通所介護	35																																			
小規模多機能型居宅介護	8																																			
認知症対応型共同生活介護	45																																			
介護予防認知症対応型通所介護	33																																			
介護予防小規模多機能型居宅介護	5																																			
介護予防認知症対応型共同生活介護	44																																			
小計	176																																			
総計	938																																			
<p>(主な事務内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>老人居宅生活支援事業の開始届(法第14条)、変更届(第14条の2)、休止・廃止届(第14条の3)の受理 立ち入り検査、改善命令等(第18条、第18条の2、第19条)</li> <li>介護保険法に基づき、居宅サービス、介護予防サービス、居宅介護支援、施設サービスの指定申請の受理</li> <li>上記2つの届出と申請は、届出項目や提出書類がほとんど重複している。</li> <li>このため、都が介護保険法の指定申請を受ける場合、老人福祉法の開始届を合わせて提出させている。</li> <li>この場合、重複する書類については、省略可能とすることにより、事務の効率化を図っている。</li> <li>介護保険法に基づく地域密着型サービス、介護予防地域密着型サービスは、区市町村が指定申請を行っているが、老人福祉法の開始届の受付は都道府県の事務とされている。</li> <li>このため、事業者は、区市町村に対して介護保険法に基づく指定申請を行い、都に対して老人福祉法に基づく届出をしており、ほとんど重複する書類を別々に提出しなければならず、非効率的である。</li> </ul>																																				
<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記のとおり</li> </ul>																																				
<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況):(有・無)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法第34条により、政令市、中核市は都道府県の事務を行うこととされている。</li> </ul>																																				
<p>(その他)</p> <p>老人福祉法等の一部を改正する法律及び老人福祉法施行規則等の一部を改正する省令の施行について(平成2年老福第250号)</p> <p>第一 老人デイサービスセンターと老人デイサービス事業の区別等について (略) 専用施設において行われるものと、特別養護老人ホーム等他の目的を有する施設において行われるものとに分け、前者については「施設」として、後者については「事業」として所要の規制を加えている。 (略) 基本的なものを専用の設備により提供している場合に独立した「施設」として位置付け、基本的なサービスを他の施設の設備により提供している場合を「事業」として位置付けることとしている。</p>																																				

# 検討対象事務評価個票

4

大区分 9 中区分 1 小区分 (2)

	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">事業名</td> <td>老人福祉施設の届出受理など老人福祉に関する事務</td> </tr> <tr> <td>担当</td> <td>福祉保健局</td> </tr> </table>	事業名	老人福祉施設の届出受理など老人福祉に関する事務	担当	福祉保健局	<p>&lt; 考え方 &gt;</p> <p>○老人福祉施設については、一定水準の処遇の確保及び広域的見地からの需要に見合った施設の適正な整備や配置等の観点などから、原則として、設置の際に都道府県知事の認可を要することとしている。</p> <p>○しかし、特別区はすでに、当該事務と項目や書類がほぼ重複した、介護保険法に基づく地域密着型サービスの指定申請の受理を行っており、特別区が一定以上の規模になることにより、老人福祉施設の設置に関する事務についても、広域的見地からの処理が可能になるものと考えられる。</p> <p>○また、類似した事務を特別区が一体的に処理することにより、事業者にとっても、利便性が向上するものと考えられる。</p> <p>よって、当該事務は、区へ移管する方向で検討する。</p>		
事業名	老人福祉施設の届出受理など老人福祉に関する事務							
担当	福祉保健局							
事 業 評 価	<p>(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">チェック</td> <td>理由：</td> </tr> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> </tr> </table>	チェック	理由：					
	チェック	理由：						
	<p>(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">チェック</td> <td>理由：</td> </tr> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> </tr> </table>	チェック	理由：					
	チェック	理由：						
	<p>(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">チェック</td> <td>理由：</td> </tr> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> </tr> </table>	チェック	理由：					
チェック	理由：							
<p>(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">チェック</td> <td>理由：</td> </tr> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> </tr> </table>	チェック	理由：						
チェック	理由：							
<p>(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">チェック</td> <td>理由：</td> </tr> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> </tr> </table>	チェック	理由：						
チェック	理由：							
<p>(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">チェック</td> <td>理由：</td> </tr> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> </tr> </table>	チェック	理由：						
チェック	理由：							
<p>(7) その他特段の事情があるかどうか。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">チェック</td> <td>理由：</td> </tr> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> </tr> </table>	チェック	理由：						
チェック	理由：							
		<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">総合評価</td> </tr> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">都</td> <td style="width: 33%; text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> <span style="font-size: 1.5em; font-weight: bold;">区</span> </div> </td> <td style="width: 33%; text-align: center;">保</td> </tr> </table>	総合評価			都	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> <span style="font-size: 1.5em; font-weight: bold;">区</span> </div>	保
総合評価								
都	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> <span style="font-size: 1.5em; font-weight: bold;">区</span> </div>	保						

# 検討対象事務評価個票

〔区〕

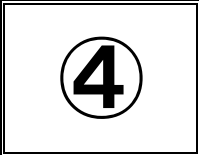
④

大区分 9 中区分 1 小区分 (2)

<b>事業名</b>	老人福祉施設の届出受理など老人福祉に関する事務	<b>&lt; 考え方 &gt;</b>				
<b>担当局</b>	福祉保健局	※④-9-1(1) 居宅生活支援事業届出受理など老人福祉に関する事務の評価と同じ				
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。					
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; border: 1px solid black; text-align: center;">チェック</td> <td style="border: 1px solid black;">理由</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black;"></td> </tr> </table>		チェック	理由		
	チェック		理由			
(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。						
業	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; border: 1px solid black; text-align: center;">チェック</td> <td style="border: 1px solid black;">理由</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black;"></td> </tr> </table>		チェック	理由		
	チェック		理由			
(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。						
評	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; border: 1px solid black; text-align: center;">チェック</td> <td style="border: 1px solid black;">理由</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black;"></td> </tr> </table>	チェック	理由			
	チェック	理由				
(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。						
価	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; border: 1px solid black; text-align: center;">チェック</td> <td style="border: 1px solid black;">理由</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black;"></td> </tr> </table>	チェック	理由			
	チェック	理由				
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。						
価	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; border: 1px solid black; text-align: center;">チェック</td> <td style="border: 1px solid black;">理由</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black;"></td> </tr> </table>	チェック	理由			
	チェック	理由				
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。						
価	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; border: 1px solid black; text-align: center;">チェック</td> <td style="border: 1px solid black;">理由</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black;"></td> </tr> </table>	チェック	理由			
	チェック	理由				
(7) その他特段の事情があるかどうか。						

総合評価		
都	④	保

# 検討対象事務の内容



大区分 9 中区分 1 小区分 (2)

<b>事業名</b>	老人福祉施設の届出受理など老人福祉に関する事務	
<b>担当</b>	福祉保健局	
<b>事務の内容</b>	(事務の概要) 老人福祉法(以下「法」という。)に基づき、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設等の設置の届出受理などの事務を行う。	(都における事務処理の状況)  老人福祉法に基づく設置届の受付(平成19年4月～12月)
	(主な事務内容) ・老人福祉施設の設置届(法第15条)、変更届(第15条の2)、休止・廃止届(第16条)の受理など 立ち入り検査、改善命令等(第18条、第18条の2、第19条) ・介護保険法に基づき、居宅サービス、介護予防サービス、居宅介護支援、施設サービスの指定申請の受理 ・上記2つの届出と申請は、届出項目や提出書類がほとんど重複している ・このため、都が介護保険法の指定申請を受ける場合、老人福祉法の設置届を合わせて提出させている ・この場合、重複する書類については、省略可能とすることにより、事務の効率化を図っている。  ・介護保険法に基づく地域密着型サービス、介護予防地域密着型サービスは、区市町村が指定申請を行っているが、老人福祉法の設置届の受付は都道府県の事務とされている。 ・このため、事業者は、区市町村に対して介護保険法に基づく指定申請を行い、都にたいして、老人福祉法に基づく届出をしており、ほとんど重複する書類を別々に提出しなければならず、非効率的である。	(介護保険法に基づき都が指定したもの) 通所介護 140 短期入所生活介護 12 介護予防通所介護 132 介護予防短期入所生活介護 12 小計 296
	(特別区における事務処理の状況) 事務処理特例条例に基づく都区の事務分担は行っていない。	(介護保険法に基づき区市町村が指定したもの) 認知症対応型通所介護 35 介護予防認知症対応型通所介護 33 小計 68
	(標記事務の移管・委託等に関する状況):(有・無) ・法第34条により、政令市、中核市は都道府県の事務を行うこととされている。	総計 364
<b>内容</b> (その他) 老人福祉法等の一部を改正する法律及び老人福祉法施行規則等の一部を改正する省令の施行について(平成2年老福第250号) 第一 老人デイサービスセンターと老人デイサービス事業の区別等について (略)専用施設において行われるものと、特別養護老人ホーム等他の目的を有する施設において行われるものとに分け、前者については「施設」として、後者については「事業」として所要の規制を加えている。 (略)基本的なものを専用の設備により提供している場合に独立した「施設」として位置付け、基本的なサービスを他の施設の設備により提供している場合を「事業」として位置付けることとしている。		

# 検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

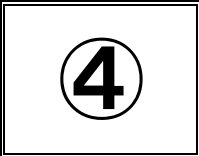
④

法令に基づく事務

10 指定療育医療機関の指定など母子保健に関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
<b>1 指定療育医療機関の指定など母子保健に関する事務</b>											
(1) 指定療育医療機関の指定など母子保健に関する事務	母子保健法に基づき、知事等は開設者の同意を得て、養育医療を担当させる機関を指定する。		区							○未熟児の健やかな育成を図るための住民生活に密着した事務であり、地方自治法の大都市等の特例により、指定都市及び中核市に移譲されている事務である。現在特別区が実施している療育医療の給付事務及び指定医療機関の指定に関する経由事務と合わせて、一連の事務を処理できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。地域の実情に応じたより迅速できめ細やかな対応が図れることが期待できる。	区
			都							○養育医療機関の指定については、一定水準の処遇の確保及び広域的見地からの需要に見合った施設の適正な整備や配置等の観点などから、本来、都道府県事務であるが、一定以上の規模を有する指定都市や中核市にあっては、当該市が事務を処理している。 ○しかしながら、特別区は現在、養育医療機関に関する、指定以外の事務を行っており、特別区が一定以上の規模になることにより、養育医療機関の指定に関しても広域的見地からの処理が可能になるものと考えられる。 よって、当該事務は、区へ移管する方向で検討する。	区
			区								
			都								

# 検討対象事務評価個票

〔都〕



大区分 10 中区分 1 小区分 (1)

事業名		指定養育医療機関の指定など母子保健に関する事務		<p>&lt; 考え方 &gt;</p> <p>○養育医療機関の指定については、一定水準の処遇の確保及び広域的見地からの需要に見合った施設の適正な整備や配置等の観点などから、本来、都道府県事務であるが、一定以上の規模を有する指定都市や中核市にあつては、当該市が事務を処理している。</p> <p>○しかしながら、特別区は現在、養育医療機関に関する、指定以外の事務を行っており、特別区が一定以上の規模になることにより、養育医療機関の指定に関しても広域的見地からの処理が可能になるものと考えられる。</p> <p>よって、当該事務は、区へ移管する方向で検討する。</p>
担当		福祉保健局		
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック			
		理由		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック			
		理由		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック				
	理由			
(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。				
チェック				
	理由			
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。				
チェック				
	理由			
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。				
チェック				
	理由			
(7) その他特段の事情があるかどうか。				
チェック				
	理由			
		総合評価		
		都	区	保

# 検討対象事務評価個票

〔区〕

④

大区分 10 中区分 1 小区分

<b>事業名</b>	指定療育医療機関の指定など母子保健に関する事務		<p>&lt; 考え方 &gt;</p> <p>○未熟児の健やかな育成を図るための医療機関を指定する住民生活に密着した事務であり、指定都市及び中核市に移譲されているほか、事務処理特例により移譲を受けている市もある事務である。判断基準に照らして、都が実施しなければならない特別な事情はなく、療養の給付事務を実施し、指定医療機関の指定について申請書の受付等の経由事務を事務処理特例で実施している特別区が、一連の事務を担う方向で検討すべきである。</p> <p>○指定療育医療機関の指定など母子保健に関する事務について、法に基づく事務移譲の指定を受けるためには、法改正が必要であるが、事務処理特例により移譲することも含めて考えれば、法令上の制約は受けないものと考えられる。</p> <p>○地域の実情に応じたよりきめ細やかな対応を図ることが期待できる。</p>						
<b>担当局</b>	福祉保健局								
<b>事 業 評 価</b>	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。								
	チェック	理由							
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。								
	チェック	理由							
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
チェック	理由								
(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。									
チェック	理由								
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。									
チェック	理由								
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。									
チェック	理由								
(7) その他特段の事情があるかどうか。									
チェック	理由								
<b>価</b>			<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding: 2px;">総合評価</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">都</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">④</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">保</td> </tr> </table>	総合評価			都	④	保
総合評価									
都	④	保							

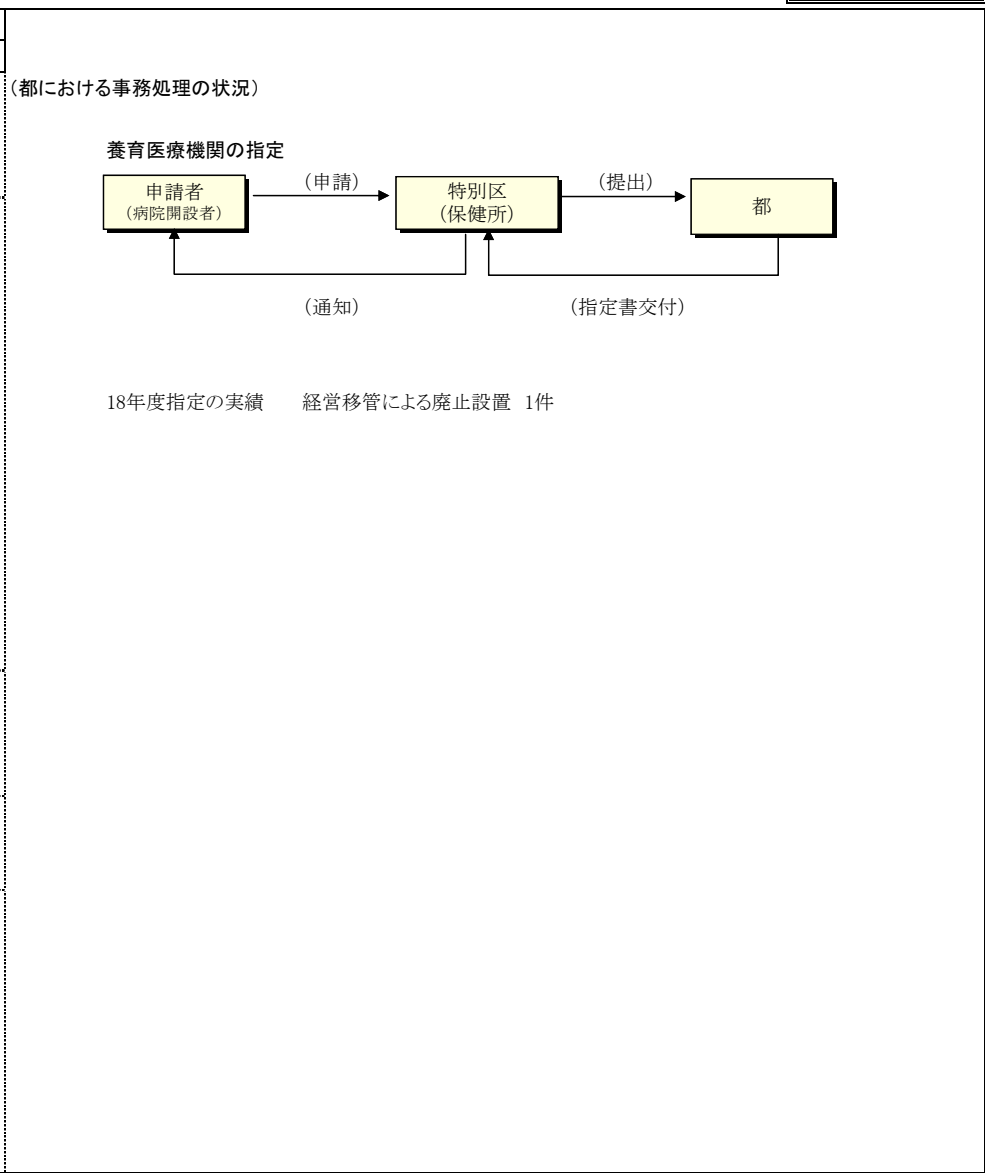


# 検討対象事務の内容

4

大区分 10 中区分 1 小区分 (1)

<b>事業名</b>	指定養育医療機関の指定など母子保健に関する事務
<b>担当</b>	福祉保健局
<b>事 務 の 内 容</b>	(事務の概要) 母子保健法(以下「法」という。))に基づき、知事等は開設者の同意を得て、未熟児に対する養育医療を担当させる機関を指定する。
	(主な事務内容) ・未熟児に対する指定養育医療機関の指定(法第20条第5項) →都に留保 ・指定養育医療機関の指定申請書の受理(母子保健法施行規則(以下「省令」という。))10条) ・指定養育医療機関の名称等の変更届出の受理(省令12条) ・指定養育医療機関の指定辞退の申出の受理(省令13条) →事務処理特例条例により、特別区に移譲済み
	(特別区における事務処理の状況) 標記事務に関し、指定申請書受理等經由事務は事務処理特例条例で特別区に移譲 また、特別区は市町村事務に加え、保健所設置市が行う事務(未熟児の訪問指導など)を行っている。
	(標記事務の移管・委託等に関する状況):(有・無) 無
(その他)	法第26条により、指定都市、中核市に事務が移管されている。



# 検討対象事務評価シート

4

法令に基づく事務

13 墓地経営の許可など墓地、埋葬等の規制に関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
<b>1 墓地経営の許可など墓地、埋葬等の規制に関する事務</b>											
(1) 墓地経営の許可など墓地、埋葬等の規制に関する事務	墓地、埋葬等に関する法律に基づき、死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長が、これを行わなければならない。この場合、費用を都が弁償する。	区						○		○特別区が実施している事務に対して費用負担を行う事務であり、指定都市及び中核市は自ら費用負担を行っている。事務の権能と費用負担を一致させる観点から、費用負担についても特別区が担う方向で検討すべきである。事務手続きの効率化を図ることが期待できる。なお、特別区に移譲するためには、法改正が必要である。	区
		都								○標記事務のうち、法第10条及び第19条に基づく事務は、既に事務処理特例条例等により特別区が行っており、都に残っているのは、埋葬・火葬を行う者がいない等の死体の埋葬・火葬の費用の弁償の事務（法第9条）である。 ○費用弁償の対象となる「埋葬・火葬を行う者がいない等の死体の埋葬・火葬の事務」は、特別区が行っていることから、その費用の負担についても特別区が担った方が効率的であり、また、特別区が一定以上の規模になることにより、その費用を負担することも可能であると考えられる。 ○また、上記の費用弁償の事務は、法第9条の規定により、「行旅病人及行旅死亡人取扱法」の規定が準用されるため都が行っているものであり、準用されている「行旅病人及行旅死亡人取扱法」に基づく、「④ア5-1-(1) 行旅病人等に関する費用弁償に関する事務」は、すでに、区へ移管する方向で検討すべきと整理した。 よって、死体の埋葬・火葬の費用の弁償の事務は、区へ移管する方向で検討する。	区
		区									
		都									

# 検討対象事務評価個票

〔都〕

4

大区分 13 中区分 1 小区分 (1)

	事業名 墓地経営の許可など墓地・埋葬等の規制に関する事務 担当 福祉保健局	< 考え方 > ○標記事務のうち、法第10条及び第19条に基づく事務は、既に事務処理特例条例等により特別区が行っており、都に残っているのは、埋葬・火葬を行う者がいない等の死体の埋葬・火葬の費用の弁償の事務（法第9条）である。  ○費用弁償の対象となる「埋葬・火葬を行う者がいない等の死体の埋葬・火葬の事務」は、特別区が行っていることから、その費用の負担についても特別区が担った方が効率的であり、また、特別区が一定以上の規模になることにより、その費用を負担することも可能であると考えられる。  ○また、上記の費用弁償の事務は、法第9条の規定により、「行旅病人及行旅死亡人取扱法」の規定が準用されるため都が行っているものであり、準用されている「行旅病人及行旅死亡人取扱法」に基づく、「④ア5-1-(1)行旅病人等に関する費用弁償に関する事務」は、すでに、区へ移管する方向で検討すべきと整理した。  よって、死体の埋葬・火葬の費用の弁償の事務は、区へ移管する方向で検討する。
事業	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。 チェック <input type="checkbox"/> 理由 現在も各区が死体等の状況等を調査し、該当するかを確認後、葬祭費等を支払っている。都は区市町村が一旦支払った費用を弁償しているものであり、都が処理する必要は特にない。	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。 チェック <input type="checkbox"/> 理由 埋葬・火葬を行う者がいない等の死体の埋葬・火葬の事務は特別区が行っていることから、特別区が死体の埋葬・火葬の費用の弁償の事務も担った方が効率的である。	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。 チェック <input type="checkbox"/> 理由 :	
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。 チェック <input type="checkbox"/> 理由 :	
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。 チェック <input type="checkbox"/> 理由 :	
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。 チェック <input type="checkbox"/> 理由	
	(7) その他特段の事情があるかどうか。 チェック <input type="checkbox"/> 理由 :	
評価		総合評価 都 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">区</span> 保

# 検討対象事務評価個票

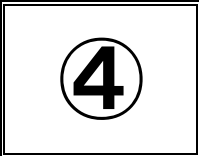
〔区〕

④

大区分 13 中区分 1 小区分

<b>事業名</b>	墓地経営の許可など墓地、埋葬等の規制に関する事務		<p>&lt; 考え方 &gt;</p> <p>○墓地、埋葬等に関する法律により、埋葬・火葬を行う者がいない等のときは、区市町村長がこれを行うことと規定され、その費用を都道府県が負担する事務であり、指定都市及び中核市は自ら費用負担を行っている。</p> <p>○墓地、納骨堂又は火葬場の経営許可とその取消し、墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設の変更、廃止の許可については、事務処理特例で既に特別区に移譲され、都に残されている事務は費用負担の事務のみである。判断基準に照らして、都が実施しなければならない特別な事情はなく、事務の実施と費用負担を一致させる観点から、費用負担についても特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○費用負担という性格上、事務処理特例には馴染まず、特別区に移譲するには法改正が必要である。</p> <p>○特別区が担うことで、都区間の負担金に係る請求・支払等の事務がなくなることから、事務の軽減が図れる。</p>						
<b>担当局</b>	福祉保健局								
<b>事</b>	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。								
	チェック	理由							
<b>業</b>	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。								
	チェック	理由							
<b>評</b>	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
	チェック	理由							
<b>価</b>	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
	チェック	理由							
<b>価</b>	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。								
	チェック	理由							
<b>価</b>	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。								
	チェック	理由							
	○	費用負担という性格上、事務処理特例には馴染まず、特別区に移譲するには法改正が必要である。							
<b>価</b>	(7) その他特段の事情があるかどうか。								
	チェック	理由							
			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">総合評価</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center; width: 33%;">都</td> <td style="text-align: center; width: 33%;"> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; font-size: 18px;">区</span> </td> <td style="text-align: center; width: 33%;">保</td> </tr> </table>	総合評価			都	<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; font-size: 18px;">区</span>	保
総合評価									
都	<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; font-size: 18px;">区</span>	保							

# 検討対象事務の内容



大区分 13 中区分 1 小区分 (1)

事業名	墓地経営の許可など墓地・埋葬等の規制に関する事務																
担当	福祉保健局																
事務の内容	(事務の概要) 墓地、埋葬等に関する法律(以下「法」という。)に基づき、死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長が、これを行わなければならない。この場合、費用を都が弁償する。	(都における事務処理の状況) ・ 埋葬・火葬を行う者がいない等の死体の埋葬・火葬の費用について、区市町村からの請求に基づき、四半期ごとに弁償する。 ・ 取扱実績															
	(主な事務内容) 1 埋葬・火葬を行う者がいない等の死体の埋葬・火葬の費用の弁償(法第9条) 2 墓地、納骨堂又は火葬場の経営等の許可(変更・廃止の許可含む。)(法第10条) 3 墓地、納骨堂又は火葬場の設備改善、使用許可・禁止、許可の取消し(法第19条)	死体 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成17年度</td> <td>30 (26)</td> <td>3,735,415 (3,045,920)</td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td>48 (42)</td> <td>6,722,416 (5,474,606)</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>27 (23)</td> <td>3,562,409 (2,873,891)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>105 (91)</td> <td>14,020,240 (11,394,417)</td> </tr> </tbody> </table> <small>※1月15日現在</small> カッコ内は、特別区の件数及び弁償金額		件数	金額	平成17年度	30 (26)	3,735,415 (3,045,920)	平成18年度	48 (42)	6,722,416 (5,474,606)	平成19年度	27 (23)	3,562,409 (2,873,891)		105 (91)	14,020,240 (11,394,417)
		件数	金額														
	平成17年度	30 (26)	3,735,415 (3,045,920)														
平成18年度	48 (42)	6,722,416 (5,474,606)															
平成19年度	27 (23)	3,562,409 (2,873,891)															
	105 (91)	14,020,240 (11,394,417)															
(特別区における事務処理の状況) ・ 上記2の事務は、事務処理特例条例第2条の表40の項の規定に基づき、各特別区が処理している。 ・ 上記3の事務は、法第19条の2の規定に基づき、各特別区が処理している(許可の取り消しについては特例条例で移管)。	人骨 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成17年度</td> <td>26 (8)</td> <td>2,490,018 (439,697)</td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td>80 (74)</td> <td>2,642,076 (1,866,450)</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>0 (0)</td> <td>0 (0)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>106 (82)</td> <td>5,132,094 (2,306,147)</td> </tr> </tbody> </table> <small>※1月15日現在</small> カッコ内は、特別区の件数及び弁償金額		件数	金額	平成17年度	26 (8)	2,490,018 (439,697)	平成18年度	80 (74)	2,642,076 (1,866,450)	平成19年度	0 (0)	0 (0)		106 (82)	5,132,094 (2,306,147)	
	件数	金額															
平成17年度	26 (8)	2,490,018 (439,697)															
平成18年度	80 (74)	2,642,076 (1,866,450)															
平成19年度	0 (0)	0 (0)															
	106 (82)	5,132,094 (2,306,147)															
(標記事務の移管・委託等に関する状況):(有・無) 無	焼骨 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成17年度</td> <td>3 (3)</td> <td>23,250 (23,250)</td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td>8 (8)</td> <td>121,050 (121,050)</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>1 (1)</td> <td>90,100 (90,100)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>12 (12)</td> <td>234,400 (234,400)</td> </tr> </tbody> </table> <small>※1月15日現在</small> カッコ内は、特別区の件数及び弁償金額		件数	金額	平成17年度	3 (3)	23,250 (23,250)	平成18年度	8 (8)	121,050 (121,050)	平成19年度	1 (1)	90,100 (90,100)		12 (12)	234,400 (234,400)	
	件数	金額															
平成17年度	3 (3)	23,250 (23,250)															
平成18年度	8 (8)	121,050 (121,050)															
平成19年度	1 (1)	90,100 (90,100)															
	12 (12)	234,400 (234,400)															
内容 (その他)																	

# 検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

④

法令に基づく事務

15 精神保健福祉センター設置など精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
<b>1 精神保健福祉センター設置など精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務</b>											
(1) 精神保健福祉センター設置など精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務	<p>○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）に基づき、①精神保健福祉センターの設置、②精神医療審査会の設置、③指定病院の指定、④精神障害者等の指定医による診察等、⑤精神障害者保健福祉手帳の交付等の事務を行う。</p> <p>○発達障害者支援法に基づき、発達障害者支援センターの設置運営（委託）等の事務を行う。</p>	区	△		△				△	<p>○精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図ることを目的とする事務であり、精神科病院の設置義務を除いて指定都市に権限が移譲されている事務である。</p> <p>精神保健福祉センターの偏在等を踏まえた対応を考慮する必要があるが、現在、特別区が実施している精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談指導の事務と合わせて、一連の事務を処理できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。地域の実情に応じた迅速な対応や窓口の一本化に伴う申請者等の利便性の向上が期待できる。なお、精神保健福祉センターの設置については、法改正を含めた検討が必要と思われる。</p>	区
		都			△	△				<p>○当該事務には、確保が困難な精神科の医師や精神保健福祉士など専門職種の配置が必要である。</p> <p>○また、現在、都は区部において、2箇所の精神保健福祉センターで精神保健福祉手帳の判定業務等を行っており、都が行う方が効率的である。</p> <p>○精神保健・精神障害者福祉に関する事務は、精神医療と密接な関係があるため、精神科の医師が必要であるが、区部において、その取組や体制が整備されている状況にはない。</p> <p>○以上により、当該事務は、都に残す方向で検討する。</p>	都
		区									
		都									

# 検討対象事務評価個票

〔都〕

4

大区分 15 中区分 1 小区分 (1)

<b>事業名</b>	精神保健福祉センター設置など精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務		<b>&lt; 考え方 &gt;</b>					
<b>担当</b>	福祉保健局							
<b>事 業 評 価</b>	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		○当該事務には、確保が困難な精神科の医師や精神保健福祉士など専門職種の配置が必要である。 ○また、現在、都は区部において、2箇所の精神保健福祉センターで精神保健福祉手帳の判定業務等を行っており、都が行う方が効率的である。 ○精神保健・精神障害者福祉に関する事務は、精神医療と密接な関係があるため、精神科の医師が必要であるが、区部において、その取組や体制が整備されている状況にはない。  ○以上により、当該事務は、都に残す方向で検討する。					
	チェック	理由：						
	△	現在、都は区部において、2箇所の精神保健福祉センターで精神保健福祉手帳の判定業務などを行っており、都が一体的に行う方が効率的である。						
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。							
	チェック	理由：						
	△	現在、都は区部において、2箇所の精神保健福祉センターで精神保健福祉手帳の判定業務などを行っており、都が一体的に行う方が効率的である。						
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。							
チェック	理由：							
△	医師、精神保健福祉士、臨床心理技術者、保健師、看護師、作業療法士などの専門職種の配置が必要である。							
(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
チェック	理由：							
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。								
チェック	理由：							
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。								
チェック	理由：							
(7) その他特段の事情があるかどうか。								
チェック	理由：							
<table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td colspan="3" style="padding: 5px;">総合評価</td> </tr> <tr> <td style="width: 33%; padding: 10px; font-size: 1.5em; font-weight: bold;">都</td> <td style="width: 33%; padding: 10px; font-size: 1.5em; font-weight: bold;">区</td> <td style="width: 33%; padding: 10px; font-size: 1.5em; font-weight: bold;">保</td> </tr> </table>			総合評価			都	区	保
総合評価								
都	区	保						

# 検討対象事務評価個票

〔区〕

④

大区分 15 中区分 1 小区分

事業名		精神保健福祉センター設置など精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務		<p>&lt; 考え方 &gt;</p> <p>○精神保健の向上並びに精神障害者の医療の充実や社会復帰の促進を目的とする事務であり、精神科病院の設置義務を除いて指定都市に権限が移譲されている事務である。</p> <p>また、精神保健福祉センター、精神保健福祉審議会、精神医療審査会の設置等の事務を除き、事務処理特例により移譲を受けている市もある事務である。判断基準に照らし、区市町村への専門的・技術的な支援など、都が担うべき事務もあるが、精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談指導を実施している特別区が、多様化する障害者の生活様式やニーズに応えるために一連の事務を担う方向で検討すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>精神保健福祉センターの偏在等を踏まえた一定の広域的対応が必要となるが、都区の役割分担及び各区間の連携による対応も含めて考えれば、都による広域的処理や一体的処理が必要とは言えない。</li> <li>精神保健指定医等の専門技術を持った人材や、効率的な執行体制の確保等が必要であるが、現行の都のノウハウや資源を引継ぐほか、各区間の連携により、事業の円滑な執行は可能と考えられる。</li> </ul> <p>○精神保健福祉センターの設置を除き、事務処理特例により移譲することも含めて考えれば、法令上の制約は受けられないものと考えられる。</p> <p>○特別区が担うことにより、現在実施している相談指導の事務と合わせて、精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務を一貫して実施できるようになり、地域の実情に応じた迅速な対応が可能となる。</p> <p>また、手帳の交付事務については、特別区が行うことで判定から交付までの時間短縮及び窓口の一本化に伴う申請者等の利便性の向上が期待できる。</p> <p>○現在の精神保健福祉センターが、区部の2箇所偏在していることを踏まえた都区の役割分担及び各区間の連携の方策、また、専門技術を要する人材の確保や手帳の判定における統一的な基準の確保については、具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。</p>						
担当局		福祉保健局								
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。									
	チェック	理由								
	△	区市町村への専門的・技術的な支援などは、広域的な対応が必要となる。								
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。									
	チェック	理由								
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。									
チェック	理由									
△	精神保健指定医等の専門技術を持った人材確保が必要となる。									
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。									
	チェック	理由								
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。									
	チェック	理由								
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。									
	チェック	理由								
	△	精神保健福祉センターの設置については、法改正を含めた検討が必要と思われる。								
		(7) その他特段の事情があるかどうか。		<table border="1"> <tr> <th colspan="3">総合評価</th> </tr> <tr> <td>都</td> <td>区</td> <td>保</td> </tr> </table>	総合評価			都	区	保
総合評価										
都	区	保								
チェック	理由									



# 検討対象事務の内容



大区分 15 中区分 1 小区分 (1)

<b>事業名</b>	精神保健福祉センター設置など精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務																																
<b>担当</b>	福祉保健局																																
<b>事務内容</b>	<p>(事務の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「法」という。)に基づき、①精神保健福祉センターの設置、②精神医療審査会の設置、③指定病院の指定、④精神障害者等の指定医による診察等、⑤精神障害者保健福祉手帳の交付等の事務を行う。</li> <li>発達障害者支援法に基づき、発達障害者支援センターの設置運営(委託)等の事務を行う。</li> </ul>																																
	<p>(主な事務内容)</p> <p>①精神保健福祉センターの設置(法第6条)</p> <p>・企画立案、技術指導及び技術援助、人材育成、普及啓発、調査研究、精神保健福祉相談、精神医療審査会の審査に関する事務並びに自立支援医療(精神通院医療)及び精神障害者保健福祉手帳の判定など</p> <p>②精神保健福祉審議会、精神医療審査会の設置(法第9条、第12条～第13条)</p> <p>③指定病院(都道府県が設置する精神科病院に代わる施設)の指定など(法第19条の8～19条の9、第22条の4第4項)</p> <p>④警察官等からの通報の受理に関すること(法第23条～第26条の3)</p> <p>・警察官、検察官、保護観察所の長、矯正施設の長からの通報</p> <p>⑤精神障害者等の指定医による診察、入院措置等(法第27条、第28条～第29条の5、第29条の7～第31条)</p> <p>⑥医療保護入院、応急入院に係る届出の受理、移送など(法第33条第4項、第7項、第33条の2、第33条の4、第34条)</p> <p>⑦精神科病院の管理者の定期的報告、改善命令、仮退院の許可等(法第38条の2～38条の7、第40条)</p> <p>・措置入院者、医療保護入院者及び任意入院者に係る定期的報告等</p> <p>⑧精神障害者保健福祉手帳の交付等(法第45条、第45条の2)</p> <p>(交付申請は区長を経由する(法施行令第5条))</p> <p>⑨精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談指導等(法第47条の規定に基づき特別区が実施)</p> <p>⑩精神障害者社会適応訓練事業に関すること(法第50条)</p>																																
<b>内容</b>	<p>⑪精神保健指定医の指定の申請等(法施行令第2条の2～第2条の2の5)</p> <p>⑫精神障害者保健福祉手帳交付台帳に関すること等(法施行令第7条～第10条の2)</p> <p>⑬早期の発達支援のための体制の整備等(発達障害者支援法第6条、第10条)</p> <p>⑭発達障害者支援センターの設置等(運営委託;発達障害者支援法第14条～第18条)</p> <p>⑮専門的な医療機関の確保等(発達障害者支援法第19条)</p>																																
	<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法第47条に基づき、精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談指導等は各特別区で行っている。</li> <li>法第50条の社会適応訓練申込書の受理等は事務処理特例に基づき特別区で実施している。</li> <li>その他の事務について、事務処理特例条例による分担は行っていない。</li> </ul>																																
	<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況): (有・無) 無</p>																																
	<p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>精神保健福祉法第51条の12により、都道府県が処理する事務は、精神科病院の設置義務等を除いて、全て指定都市が処理する事務としている。</li> </ul>																																
	<p>(都における事務処理の状況)</p> <p>①総合精神保健福祉センター(中部、多摩)及び精神保健福祉センター(下谷)は、法第6条に基づき、都民の精神保健の向上並びに精神障害者の医療の充実、社会復帰及び自立と社会参加の促進を図る目的で設置した、地域精神保健福祉活動の中核的施設である。</p> <p>※平成18年度の実績(多摩総合精神保健福祉センター分を除く。)</p> <table border="1"> <tr> <td>保健所その他への技術指導・援助</td> <td>:4, 337件</td> </tr> <tr> <td>教育研修会</td> <td>:37回</td> </tr> <tr> <td>相談件数</td> <td>:21, 498件</td> </tr> <tr> <td>訪問指導</td> <td>:186件</td> </tr> </table> <p>※精神障害者保健福祉手帳の交付件数(区部平成18年度) ※区部人口割(67.66%)で積算</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>総数</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>27, 147人</td> <td>4, 215人</td> <td>15, 085人</td> <td>7, 847人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※精神医療審査会 実績(区部平成18年度) ※区部人口割(67.66%)で積算</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>開催回数</th> <th>定期病状報告審査</th> <th>入院届審査</th> <th>退院等請求審査</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>66回</td> <td>3, 576件</td> <td>8, 447件</td> <td>133件</td> </tr> </tbody> </table> <p>②精神障害者措置入院診察等 実績(区部平成18年度) ※区部人口割(67.66%)で積算</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通報等</th> <th>診察</th> <th>措置入院</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2, 030件</td> <td>1, 014件</td> <td>917件</td> </tr> </tbody> </table>			保健所その他への技術指導・援助	:4, 337件	教育研修会	:37回	相談件数	:21, 498件	訪問指導	:186件	総数	1級	2級	3級	27, 147人	4, 215人	15, 085人	7, 847人	開催回数	定期病状報告審査	入院届審査	退院等請求審査	66回	3, 576件	8, 447件	133件	通報等	診察	措置入院	2, 030件	1, 014件	917件
保健所その他への技術指導・援助	:4, 337件																																
教育研修会	:37回																																
相談件数	:21, 498件																																
訪問指導	:186件																																
総数	1級	2級	3級																														
27, 147人	4, 215人	15, 085人	7, 847人																														
開催回数	定期病状報告審査	入院届審査	退院等請求審査																														
66回	3, 576件	8, 447件	133件																														
通報等	診察	措置入院																															
2, 030件	1, 014件	917件																															

# 検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

④

法令に基づく事務

19 条例による屋外広告物に関する制限など屋外広告物の規制に関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
<b>1 条例による屋外広告物に関する制限など屋外広告物の規制に関する事務</b>											
(1) 条例による屋外広告物に関する制限など屋外広告物の規制に関する事務	屋外広告物法及び東京都屋外広告物条例等に基づき、屋外広告物の形状及び掲出方法についての基準を定め、その基準に基づき屋外広告物の許可、指導及び取締りの事務を行う。	区						△		○都市の良好な景観形成等を目的として必要な規制等を行う事務であるが、指定都市、中核市においては、政令で定めるところにより、当該指定都市、中核市が処理することとされている事務である。なお、特別区についても、法律上政令で定めるところにより権限の移譲を可能とされている事務である（③-11）。現在特別区が実施している違反広告物等の除却等の事務と合わせて、事務を処理することができるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。地域の特性や実情を生かしたきめ細やかな対応が期待できる。なお、条例制定権を特別区に移譲するには法改正が必要である。	区
		都	○	○				○		○屋外広告物の規制は、東京全体の景観保護のために、市街地が極めて高い密度で連続して形成されている大都市東京においては、統一的な意思の下で、一体的に処理することが効果的であり、広域的な施策が必要である。 ○現行では、許可事務や指導、違反広告物対策等については、事務処理特別条例に基づき特別区が処理しており、既に都区の適切な役割分担が図られている。 ○屋外広告物の登録制度の効率的かつ効果的な運用及び実効性ある広告物規制を図るためには、都が、特別区の区域を越えて、広域的な観点から屋外広告物の登録や、屋外広告物を営む者に対する指導、助言及び勧告を行う必要がある。 よって、当該事務については、引き続き、都が処理する方向で検討する。	都
		区									
		都									

# 検討対象事務評価個票

〔都〕

4

大区分 19 中区分 1 小区分 (1)

	事業名	条例による屋外広告物に関する制限など屋外広告物の規制に関する事務	
	担当	都市整備局	
事 業 評 価		(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	○	理由：市街地が極めて高い密度で連続して形成される大都市においては、都が広域的な立場から統一的な基準で処理することが必要である。
		(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	○	理由：屋外広告物の登録を特別区に移管した場合、事業者は区ごとに登録する必要が生じる。事業者に多大な負担を強いることとなり、無登録業者が増加し、ひいては登録制度を通じた適切な規制事務の執行に支障をきたすおそれがある。
		(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック		理由：
		(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック		理由：
		(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	○	理由：道路沿道の袖看板や壁面広告等は、特別区の区域を越えて多数設置されており、これらの広告物の安全性及び防災性の維持向上を図るためには、原則として広域的に同一の基準を用いて一体的に事務を行う必要がある。
		(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。	
	チェック		理由：
		(7) その他特段の事情があるかどうか。	
	チェック		理由：

<b>&lt; 考え方 &gt;</b>	<p>○屋外広告物の規制は、東京全体の景観保護のために、市街地が極めて高い密度で連続して形成されている大都市東京においては、統一的な意思決定の下で、一体的に処理することが効果的であり、広域的な施策が必要である。</p> <p>○現行では、許可事務や指導、違反広告物対策等については、事務処理特例条例に基づき特別区が処理しており、既に都区の適切な役割分担が図られている。</p> <p>○屋外広告物の登録制度の効率的かつ効果的な運用及び実効性ある広告物規制を図るためには、都が、特別区の区域を越えて、広域的な観点から屋外広告物の登録や、屋外広告物を営む者に対する指導、助言及び勧告を行う必要がある。</p> <p style="text-align: center;">よって、当該事務については、引き続き、都が処理する方向で検討する。</p>						
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">総合評価</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center; font-size: 1.5em; border: 1px solid black;">都</td> <td style="text-align: center; font-size: 1.5em; border: 1px solid black;">区</td> <td style="text-align: center; font-size: 1.5em; border: 1px solid black;">保</td> </tr> </table>		総合評価			都	区	保
総合評価							
都	区	保					

# 検討対象事務評価個票

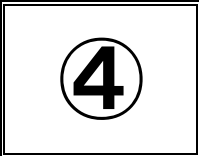
〔区〕

④

大区分 19 中区分 1 小区分

事業名		条例による屋外広告物に関する制限など屋外広告物の規制に関する事務		<p>&lt; 考え方 &gt;</p> <p>○都市の良好な景観形成等を目的として必要な規制等を行う事務であり、指定都市、中核市が事務を行っているほか、事務処理特例により移譲を受けている市もある事務である。なお、特別区についても、法律上政令で定めるところにより権限の移譲を可能とされている事務である(③-11)。判断基準に照らして、都が実施しなければならない特別な事情はなく、また、すでに特別区は一部の事務について事務処理特例により実施しており、都の屋外広告物条例に基づく事務と合わせ、特別区が地域の実情に応じて事務を担う方向で検討すべきである。</p> <p>・車体利用広告、屋外広告業の登録などの事務については一定の広域的な視点からの判断が必要となるが、各区間の連携による対応も含めて考えれば、都による一元的な広域対応や一体的処理が必要とは言えない。</p> <p>○条例制定権は事務処理特例による移譲には馴染まず、法に基づく事務移譲の指定を受けるためには、政令の改正が必要であるが、景観法に基づく景観行政団体になれば、都の条例に定めるところにより、屋外広告業の登録等を除く事務について処理することが可能である。</p> <p>○良好な景観を形成すること等を目的に、必要な規制等を行うものであるから、地域住民に身近な特別区が実施することで、地域の特性や実情を考慮した、よりきめ細やかな対応を行っていくことが期待できる。</p> <p>○一定規模の統一した街並みの形成や交通機関などの区域を跨って移動する広告媒体の規制、屋外広告業者の登録などへの対応策については、具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。</p>
担当局		福祉保健局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
業	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
評	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
価	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
価	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
	チェック	理由		
	△	条例制定権は事務処理特例には馴染まず、特別区に移譲するには法改正が必要である。		
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
	チェック	理由		
			総合評価	
			都 区 保	

# 検討対象事務の内容



大区分 19 中区分 1 小区分 (1)

事業名	条例による屋外広告物に関する制限など屋外広告物の規制に関する事務
担当	都市整備局
事務の内容	(事務の概要) 屋外広告物法(以下「法」という。 )及び東京都屋外広告物条例等に基づき、屋外広告物の形状及び掲出方法についての基準を定め、その基準に基づき屋外広告物の許可、指導及び取締りの事務を行う。
	(主な事務内容) ・広告物の表示等の禁止(法第3条) ・広告物の表示等の制限(法第4条) ・広告物の表示等の基準等の制定(法第5条) ・違反に対する措置(法第7条) ・除却した広告物等の保管、売却又は廃棄(法第8条) ・屋外広告業の登録(法第9条) ・屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告(法第11条)
	(特別区における事務処理の状況) ・特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例(平成11年条例第106号)に基づき、事務分担を行っている。(法第7・8条の一部)
内容	(標記事務の移管・委託等に関する状況):(有・無) 無
	(その他) ・標記の事務は、原則として都道府県知事の権限に属するものであるが、法第27条の規定により指定都市及び中核市においては当該市の長が行うこととされている。なお、法第26条の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものは、特別区においては、政令で定めるところにより特別区の長が行うものとされているが、事務を定める政令は定められていない。  ・標記の事務は、原則として都道府県知事の権限に属するものであるが、法第28条では、標記の事務のうち法第3条から第5条まで、第7条又は第8条の規定に基づく条例の制定又は改廃に係る事務の全部又は一部を、都と区の協議により、景観行政団体である市町村(特別区を含む。)が処理することができることとされている。  ※③-11の事務の検討は、当該事務(④-19)の検討の中に含めて行う。

(都における事務処理の状況)

○平成16年度から18年度における屋外広告物許可申請件数の実績

年度	平成16年度				平成17年度				平成18年度						
	所管 種類	市 街地 建築 部	支 庁	多 摩 建 築 指 導 事 務 所	区	市	市 街地 建築 部	支 庁	多 摩 建 築 指 導 事 務 所	区	市	市 街地 建築 部	支 庁	多 摩 建 築 指 導 事 務 所	区
広告塔	-	0	246	1,046	3	-	1	177	910	8	-	0	277	956	0
広告板	-	1	1,137	4,638	726	-	7	1,098	4,791	784	-	3	1,360	5,249	905
はり紙・はり札	-	0	0	0	1	-	0	0	7	5	-	0	0	72	13
				(0)	(50)				(7)	(176)			0	(525)	(403)
立看板	-	0	0	1	5	-	0	0	1	19	-	0	0	0	22
				(9)	(77)				(242)	(449)			0	(0)	(563)
電柱利用	-	2	4	80	-	-	2	4	77	-	-	2	4	77	-
		(43)	(62,292)	(162,523)			(37)	(61,942)	(156,507)			(39)	(60,813)	(143,909)	
標識利用	-	0	5	89	-	-	0	6	130	-	-	0	11	198	-
			(835)	(6,680)				(815)	(6,647)				(791)	(9,949)	
その他	-	0	163	2,535	108	-	0	158	2,635	108	-	0	177	2,330	67
計	-	3	1,555	8,389	843	-	10	1,443	8,551	924	-	5	1,829	8,882	1,007

○屋外広告業届出件数の実績

- ・672件 (平成17年度) ※平成17年10月より、届出制から登録制に移行
- ・1273件 (平成18年度)

※ 平成17年度、18年度の件数とも、従来の届出事業者が登録制へ移行した件数を含む。